

# いじめの重大事態に係る調査報告書

(令和3年6月4日付諮問に対する答申)

(公表版)

2022年9月12日

旭川市いじめ防止等対策委員会

本調査報告書（公表版）は旭川市教育委員会の附属機関である旭川市いじめ防止等対策委員会が調査・執筆し、令和4年9月12日に答申した「いじめの重大事態に係る調査報告書」

（令和3年6月4日付諮問）について、御遺族の意向や本市個人情報保護条例等を踏まえ、当教育委員会の責任において、非公開とすべき部分に黒塗りを施したものであります。

公表については、市全体でのいじめ防止対策や健全育成活動を促進し、また、学校及び教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動、教育行政の推進を強化することを目的に行うものありますので、市民、また報道機関の皆様におかれましては、関係する児童生徒の人格を傷つけたり、健やかな成長を阻害することのないよう特段の配慮をお願い申し上げます。

はじめに

2021年3月23日、行方不明になっていた旭川市の中学校2年に在籍する女子生徒が旭川市内の公園で遺体で発見されるという悲しい出来事があった。

女子生徒については、遺体の発見からほどなくして中学校1年時の「いじめ」の存在と死亡との関連について、写真週刊誌・インターネット媒体等による報道がなされ、その報道内容から学校や教育委員会に批判が集まった。

旭川市教育委員会は、「令和3年2月13日に行方不明となり、同年3月23日に市内公園において遺体で発見された本市中学校に在籍していた女子生徒に係る前籍校からの一連の事案」をいじめ防止対策推進法第28条1項の「重大事態」として対処することとし、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例第11条に基づき、旭川市いじめ防止等対策委員会に対して、その調査等に係る諮問を行うに至った。

旭川市いじめ防止等対策委員会は、女子生徒が亡くなったことを重く受け止め、このような悲劇が避けられなかったのか、避けるためには何が必要だったのかという観点を念頭に置きながら、本事案の調査・検討を進めてきたところであり、その結果について調査報告書として取りまとめ、旭川市教育委員会に対して答申を行うものである。

答申に当たり、旭川市教育委員会及び旭川市の教育に関わる全ての人々が本件調査報告書の内容を真摯に受け止め、今後の教育活動等に役立てることを強く願うものである。

また、亡くなられた女子生徒に対して改めて哀悼の意を表するとともに、二度とこのような悲劇が起こらないことを心より願っている。

旭川市いじめ防止等対策委員会委員一同

## 目 次

I いじめの重大事態の調査等の概要	
第1 いじめの重大事態の調査等の諮問 .....	6
第2 当委員会の組織	
1 組織の概要 .....	7
2 委員の構成 .....	7
第3 調査の方法・内容	
1 調査方法の概要 .....	7
2 資料収集 .....	7
3 アンケート調査 .....	8
4 聴取調査 .....	8
5 資料等の精査・分析 .....	9
第4 調査の経過	
1 会議の開催状況 .....	9
2 各種調査の経過 .....	10
3 中間報告 .....	10
4 遺族との協議 .....	10
II 当委員会が認定した事実等（事実関係・経緯についての調査結果）	
第1 事実認定に関する考え方 .....	11
第2 2019年4月～6月の本件生徒と直接関係する事実経過	
1 X中入学当初の本件生徒のクラスでの様子 .....	12
2 本件生徒の通塾状況 .....	12
3 本件生徒と上級生A、B、C、Dとの係わり .....	13
4 4月下旬以降の本件生徒のクラスでの様子 .....	14
5 本件生徒と上級生Dとの日常的なW公園での係わり .....	19
6 本件生徒と上級生EとのLINEを通じての係わり .....	20
7 6月15日(土)、W公園での本件生徒と上級生C、D、E、F、 Gとの係わり .....	21
8 6月20日(休)、午後7時ころから午後10時ころまでの本件 生徒の失踪 .....	22
9 6月22日(土)、W公園での本件生徒と上級生C、D、Eとの 係わり及び本件生徒が川に入った後の事実経過 .....	23
第3 2019年6月～2021年3月の本件生徒と直接関係する 事実経過	
1 N病院入院中の出来事（2019/6/22～7/7） .....	26





1	重大事態の認知の遅れ	116
2	対応方針の誤り	120
3	本件生徒のケアが不十分であったこと	121
第5	総括	122
V 本件生徒が死亡に至った過程の検証		
第1	はじめに	123
第2	出生時からZ小学校卒業までの期間	123
	《小括》	125
第3	X中学校入学から入水自殺を図るまでの期間	125
	《小括》	129
第4	N病院及びO病院入院期間	130
	《小括》	133
第5	R中に転校後から令和3年3月に亡くなっているのが発見 されるまでの期間	134
	《小括》	142
第6	説明と考察	143
VI 再発防止策		
第1	はじめに	151
第2	再発防止策	151
第3	再発防止策の詳細説明	
1	いじめへの対応について	152
2	いじめの予防について	155
3	安心して暮らせる社会づくり	156
第4	付言	
1	重大事態の調査組織について	157
2	調査組織の調査権限について	157
VII	結びにかえて	159
末尾添付資料		
別紙1	旭川市教育委員会が作成した早期発見・事案対処マニュアルの改訂案	
別紙2	再発防止策③に関して取り上げるべき児童生徒の基準案	
別紙3	旭川市いじめの重大事態対応マニュアル(仮称)の骨子案	

## I いじめの重大事態の調査等の概要

### 第1 いじめの重大事態の調査等の諮問

旭川市の中学校 2 年に在籍する女子生徒（以下、「本件生徒」という。）が、2021 年 2 月 13 日に行方不明となり、同年 3 月 23 日に旭川市内の公園で遺体で発見された。その経緯から、自殺が疑われる状況であった。

旭川市教育委員会（以下、「市教委」という。）は、2021 年 6 月 4 日付諮問書において、旭川市いじめ防止等対策委員会（以下、「当委員会」という。）に対して、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例（以下、「条例」という。）第 11 条に基づき、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第 28 条に規定するいじめの重大事態の調査等について諮問（以下、「本件諮問」という。）した。本件諮問に係る諮問書の記載内容は以下のとおりである。

#### 1 対象となる重大事態

令和 3 年 2 月 13 日に行方不明となり、同年 3 月 23 日に市内公園において遺体で発見された本市中学校に在籍していた女子生徒に係る前籍校からの一連の事案

#### 2 諮問事項

- (1) いじめの事実関係の調査と検証
- (2) 当該生徒が死亡に至った過程の検証
- (3) 学校と市教委の対応調査と課題検証
- (4) 今後の再発防止策

#### 3 諮問理由

令和 3 年 2 月 13 日、市立中学校第 2 学年に在籍する女子生徒が行方不明となり、同年 3 月 23 日、市内の公園で遺体で発見されるという痛ましい事案が発生しました。

当該生徒については、本市中学校第 1 学年在籍時の令和元年 8 月に転校しましたが、転校前に他の児童生徒が関係する事案が発生したことについては確認できているものの、現時点では、いじめの認知には至っておらず、また、当時の事案等と当該生徒が亡くなったこととの因果関係も分かっておりません。

旭川市教育委員会は、本事案をいじめ防止対策推進法第 28 条 1 項に掲げる重大事態として対処することとし、事実関係を明確にするとともに、同種の事案の発生の防止に資するため、当該校の設置者として調査を実施することを決定しました。

調査の実施に当たっては、第三者による調査を希望する保護者の意向も踏まえ、旭川市教育委員会の附属機関である旭川市いじめ防止等対策委員会で調査又は審議いただきたく、諮問するものです。

## 第2 当委員会の組織

### 1 組織の概要

当委員会は、法第14条3項に規定する組織として条例第10条に基づいて設置された常設の組織である。

2021年度当初の時点で、当委員会には4名の委員が在籍していたが、本件諮問の前にうち2名が離任しており、本件諮問前に新たに委員3名と臨時委員3名、諮問以降にさらに臨時委員3名が就任している。

当委員会を構成する各委員は、いずれも職能団体等の推薦に基づいて委員の委嘱を受けている。

### 2 委員の構成（委員長・副委員長については2022年8月末日時点）

区分	氏名	職業・役職	推薦団体等	備考
委員長	辻本純成	弁護士	旭川弁護士会	
副委員長	平野直己	大学教授・臨床心理士	北海道教育大学	
委員	高谷桃子	公認心理師・臨床心理士	北海道臨床心理士会	
委員	宮川新治	社会福祉士	旭川育児院	
委員	諏訪清隆	小児科医	旭川市医師会	途中辞任
臨時委員	武田麻弥子	公認心理師・臨床心理士	北海道臨床心理士会	
臨時委員	中條拓	精神科医	旭川市医師会	
臨時委員	松ヶ瀬雄太	弁護士	旭川弁護士会	
臨時委員	大根田紫織	弁護士	旭川弁護士会	
臨時委員	澁谷朗	弁護士	旭川弁護士会	
臨時委員	大崎康二	弁護士	札幌弁護士会	途中辞任

## 第3 調査の方法・内容

### 1 調査方法の概要

当委員会は、本件諮問に係る重大事態（以下、「本件重大事態」という。）の調査にあたり、基本的に以下の方法により事実関係等の把握に努めることとした。

- ①学校や市教委、本件生徒遺族などの関係者・関係機関からの資料収集
- ②本件生徒の在籍校・近隣校の児童生徒を対象とするアンケート調査
- ③児童生徒・教員・市教委職員・本件生徒遺族などを対象とする聴取調査
- ④収集した資料等の精査・分析

### 2 資料収集

本件重大事態の調査にあたり、学校・市教委・遺族から自発的な資料の提供を受けた。また、それに加えて当委員会が必要ないし有益と思われる資料について、資料提供の要請を行い、市教委や学校のほか、北海道教育

委員会や警察（遺族の了承が得られた範囲）からも資料の提供を受けた。

なお、遺族（及び遺族弁護団）に対しては、提供された資料以外の資料等についても提供等の要請を行ったが、その一部については提供の協力が得られず、あるいは、資料収集についての同意が得られなかった。

### 3 アンケート調査

いじめが疑われる事実関係のみならず、本件生徒に関する幅広い情報収集を目的として、本件生徒の中学 1 年次の在籍中学校の当時の在籍生徒全員及び関係生徒の在籍していた近隣の中学校 1 校の当時の在籍生徒全員、並びに、同じく関係児童が在籍していた近隣の小学校 1 校の当時の小学 4 年生～6 年生の児童全員に対してアンケート調査を行った。

アンケートの内容・項目等については、実施前にアンケートの内容等の案を遺族に対して提示し、修正等について遺族と協議し、その意見を反映している。

アンケート調査は、アンケート要請文書及びアンケート用紙を対象となる児童生徒の保護者宛てに送付し、郵送又はインターネット上で回答するという方法を採用した。

アンケートの対象児童生徒は合計 856 名であり、そのうち 285 名から回答が得られた。

### 4 聴取調査

聴取調査は、遺族・児童生徒・教員・市教委職員及びその他の関係者を対象とした。

児童生徒については、前記アンケートと合わせて聴取調査への協力を要請して聴取への協力の可否について書面回答を受けた。聴取に「協力します」又は「協力について検討します」と回答した児童生徒の中から、アンケートの回答内容や収集した各種資料の記載を踏まえて、本件生徒と一定の交流等があったと思われる者に対して聴取調査を実施した。また、一部の児童生徒に対しては、当委員会から個別に聴取を要請して実施した。

教員及び市教委職員については、本件生徒と一定の関与のあった者、ないし、本件生徒が関わる事象について一定の対応を行った者を中心に聴取調査を実施した。

聴取調査は、遺族（及び遺族弁護団）について 5 回、児童生徒 24 名、教員 35 名（のべ 38 回）、市教委職員 7 名、その他関係者 3 名について実施した。

なお、聴取調査については、本件生徒が入院・通院をしていた関係から、本件生徒を担当した医師等の医療従事者に対しても聴取調査が必要であると判断していたが、遺族の了承が得られず実施には至らなかった。

## 5 資料等の精査・分析

収集した資料等については、随時内容の精査・分析を進めながら、それを踏まえ調査活動を進めた。

## 第4 調査の経過

### 1 会議の開催状況

2021年5月21日 2021年度第1回

※本件諮問前であり、主に市教委から就任済の委員4名に対して本件諮問にかかる重大事態の概要についての説明がなされた。

2021年6月4日 2021年度第2回

2021年7月9日 2021年度第3回

2021年7月16日 2021年度第4回

2021年7月30日 2021年度第5回

2021年8月13日 2021年度第6回

2021年9月3日 2021年度第7回

2021年9月17日 2021年度第8回

2021年10月1日 2021年度第9回

2021年10月15日 2021年度第10回

2021年10月29日 2021年度第11回

2021年11月12日 2021年度第12回

2021年11月26日 2021年度第13回

2021年12月10日 2021年度第14回

2021年12月27日 2021年度第15回

2022年1月14日 2021年度第16回

2022年1月28日 2021年度第17回

2022年2月10日 2021年度第18回

2022年2月25日 2021年度第19回

2022年3月4日 2021年度第20回

2022年3月11日 2021年度第21回

2022年3月18日 2021年度第22回

2022年3月22日 2021年度第23回

2022年3月25日 2021年度第24回

2022年3月31日 2021年度第25回

2022年4月8日 2022年度第1回

2022年4月15日 2022年度第2回

2022年4月28日 2022年度第3回

2022年5月13日 2022年度第4回

2022年5月27日 2022年度第5回  
2022年6月10日 2022年度第6回  
2022年6月24日 2022年度第7回  
2022年7月8日 2022年度第8回  
2022年7月15日 2022年度第9回  
2022年7月22日 2022年度第10回  
2022年7月29日 2022年度第11回  
2022年8月5日 2022年度第12回  
2022年8月12日 2022年度第13回  
2022年8月19日 2022年度第14回  
2022年8月22日 2022年度第15回  
2022年8月24日 2022年度第16回  
2022年8月26日 2022年度第17回  
2022年8月30日 2022年度第18回  
2022年9月2日 2022年度第19回  
2022年9月6日 2022年度第20回

## 2 各種調査の経過

- (1) 資料等収集 随時
- (2) アンケート調査 2021年11月アンケート用紙等発送
- (3) 聴取調査
  - ① 児童生徒 2021年12月～2022年3月
  - ② 教員・市教委職員・関係者 2021年11月～2022年6月
  - ③ 遺族 2021年10月、2022年6月、7月

## 3 中間報告

遺族の要望や本件事案の社会的関心に鑑み、本件諮問に対する最終報告（答申）に先立ち、いじめの事実認定等に関して2022年4月に中間報告を行った。

## 4 遺族との協議

遺族との関係では、本件事案の関係者としての聴取を行った以外に、遺族（ないし遺族弁護団）と調査の進行等に関する対面での協議を、前記中間報告までに6回行った。電話やFAX、メールでの連絡については適宜行い、情報提供等を行った。

## Ⅱ 当委員会が認定した事実等（事実関係・経緯についての調査結果）

### 第1 事実認定に関する考え方

法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの、と定義（法第2条1項）されている。

この定義によれば、行為の対象者が心身の苦痛を感じているのであれば、法律上の「いじめ」に該当するものであるが、この法律上の「いじめ」への該当性、すなわち、対象となる行為の客観的内容とそれによる対象者の心身の苦痛の有無を検討するだけでは、いじめ重大事態の調査として十分ではない。

子どもが学校生活において他者と交流していく中で、互いの言動によって一定の心身の苦痛を感じることはある意味で当然というべきである。それは子どもの社会生活の中で避けられないものであり、成長の糧になるものでもある。

検討すべきなのは、心身の苦痛を生じさせるような行為について、対象となる子供がそれをどのように受け止めるのか（気にならない程度の苦痛なのか、苦痛ではあるが受け流せる程度なのか、大きな苦痛を感じるものなのか、など）であり、これは客観的な行為内容のみによって明らかになるものではない。これを判断するには、行為の当事者の関係性や対象となった子供が置かれている学校内外の環境など、対象となる子供に関連するすべての事情の検討が不可欠である。いじめの背景の分析や再発防止の観点からも、可能な限り広範な事実関係・事情等の把握が必要である。

そのため、当委員会は、「いじめ」行為そのものだけでなく、その前提となる周辺事情も含めて本件生徒の就学状況から死亡に至るまでのあらゆる事柄を可能な限り幅広く調査して明らかにすることとした。そして、明らかになった事実関係等を踏まえて、「いじめ」として取り上げるべき事実や、その背景、再発防止に関する事項等を検討することとした。

そして、本件諮問には学校や市教委の対応等についての検証も含まれていることから、本件生徒に関する事実関係・経過だけでなく、学校・市教委の対応等についても、本件重大事態に関連する範囲で、できる限り詳細を明らかにすることとし、その対応の課題等を検証することとした。また、本件諮問事項の検討において考慮すべき関連事情等についても、付随して明らかにすることとした。

第2 2019年4月～6月の本件生徒と直接関係する事実経過

2019年4月から6月の期間における本件生徒と直接関係する事実経過（重要な前提事情等を含む）は下記記載の通りである。

なお、以下の記載においては、本件生徒の母親については単に「母親」と記載している。また、中学校及び小学校についてはすべて旭川市内の学校であり、それぞれ「中」、「小」の略称で記載している。

1 X中入学当初の本件生徒のクラスでの様子

① [REDACTED]

[REDACTED]

② 4月5日(金)、午後1時からX中の入学式が行われた。 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 後日テストの

とき、筆箱を忘れてうなだれていたら本件生徒がシャーペンを貸してくれた、という男子生徒もいた。

③ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

④ 本件生徒は、4月9日(火)に行われたクラス役員選挙で総務委員（委員長、副委員長、議長、書記2名）に立候補し、クラス副委員長になった。

⑤ 4月12日(金)に行われた学力テストで、本件生徒は学年順位 5/81 の成績を収めた。授業中も積極的に発言し、同級生の多くは、本件生徒に対し、すごく頭がよい子、明るい元気な子という印象を持った。

本件生徒は、休み時間に絵を描いていることも多く、独特の感性で描かれた絵を見て、絵が上手い子という印象を持つ同級生も多かった。本件生徒が描いた絵をもらったという生徒もいた。

2 本件生徒の通塾状況

① [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

② [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

③ [REDACTED]

④

3 本件生徒と上級生A、B、C、Dとの係わり

- ① 4月8日(月)、X中で「対面式・部活動紹介」が開かれ、上級生の部員による1年生に対するパフォーマンスが行われた。1年生は、4月19日(金)に開かれる「部活動集会」ころまでの間、興味を持った部の部活体験をしたりして入部を決めていた。
- ② 本件生徒は、J部を訪ねて上級生男子A、同Bと知り合った。A、Bと本件生徒は、いずれもZ小の出身だったが、それまで親しく言葉を交わす機会はほとんど無かった。A、Bは本件生徒をJ部へ誘ったが、本件生徒は、おそらく塾との両立が難しいと考えて、最終的に諦めた。
- ③ A、Bは熱心にJ部への勧誘を行っていて、学校の廊下やW公園で本件生徒に出会ったりした際、声を掛けていた。そうした中で、A、Bと本件生徒は、それぞれのスマホでLINEの登録を行い、メッセージの交換等をするようになった。
- ④ そのころBは、オンラインバトルロイヤルゲームL（以下「ゲームL」という。）にはまっていて、午後6時ころから9時ころまで毎日のように自宅でゲームLをしていた。BはAやC（X中上級生男子）と一緒にオンラインでゲームLをすることがあり、そのようなとき三人はゲームLをしながらグループ通話で卑猥な「下ネタ」話をするすることがあった。本件生徒もゲームLをした経験があり、4月中旬か下旬ころ、そのことを知ったBがAやCと一緒にゲームLをしようとい、本件生徒もこのグループでゲームLをするようになった。
- ⑤ 本件生徒を入れて4人でゲームLをするときでも、A、B、Cは構わずにグループ通話の中で下ネタ話をしていた。あるとき、深夜3時ころまでゲームLをしたことがあって、そのときもA、B、Cは下ネタ話を始め、本件生徒に対し自慰行為をしたことがあるか聞いた。本件生徒は、一度はないと答えたが、そんなはずはないと言われて、ありますと答えた。
- ⑥ そのときゲームLを終えた後、Aと本件生徒でLINEのやりとりが始まった。その中で、本件生徒は、下ネタ的な話題になった流れから、ブラジャーを着けている胸の画像をAに送った。Aが自慰行為の話題を持ち出すと、本件生徒は、LINEのビデオ通話を使って自慰行為の様子を

Aに見せた<sup>1</sup>。

- ⑦ 4月中旬か下旬ころ、W公園で偶然A、Bと本件生徒が出会い、Bが一時その場を離れた間に、Aが本件生徒の身体を触ったことがあった。
- ⑧ この年、4月27日(土)から5月6日(月)まで十連休となっていて、学校も塾も休みであった。連休中のある日、上記⑤のメンバー四人で深夜3時ころまでゲームLをしたことがあり、その中で、深夜を過ぎて補導されない時間になったから集まろうかというような話が出て、公園に集まる話になった。A、B、Cの三人は結局外出しなかったが、誰もそのことを本件生徒に伝えなかった。本件生徒は、先輩であるAらとの約束を守るため、早朝自宅を出て行き、それに気付いた母親と[REDACTED]が追いかけて引き止め、家に連れ戻した。
- ⑨ 4月下旬から5月中は、上記⑤のメンバー四人にX中上級生女子Dを加えてゲームLをすることもあった。もっとも、本件生徒は塾があったので、他のメンバーに比べて一緒にゲームLをする機会は少なかった。
- ⑩ 4月下旬か5月上旬ころ、本件生徒がクラス担任に対して、AやDとの交流について話したことがあった。

4 4月下旬以降の本件生徒のクラスでの様子

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]

<sup>1</sup> LINE データ等が残っていないためAと本件生徒との間のやりとりの詳細は認定できないが、前後の事実経過からみて本件生徒が自発的に行ってはいないと認定した。

[REDACTED]

③ [REDACTED]

[REDACTED]

④ [REDACTED]

⑤ [REDACTED]

⑥ [REDACTED]

⑦ [REDACTED]

⑧ [REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted text block]

⑨ [Redacted text block]

⑩ [Redacted text block]

⑦ [Redacted text block]

① [Redacted text block]

⑦ [Redacted text block]

④ [Redacted text block]

[Redacted text block]

⑪ [Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

⑫

[Redacted text block]

⑬

[Redacted text block]

<sup>4</sup> 当委員会が実施したアンケート調査において本件生徒が無視されていたという趣旨の回答が複数あったものの、直接対面しての聴取調査においては、字義通りの「無視」ではなく、交流に消極的な態度を「無視」と表現したという者ばかりであった。聴取調査に応じたクラスメートに対しては、聴取対象者以外のクラスメートの本件生徒に対する接し方の状況についても基本的に確認したが、本件生徒が字義通りの意味で「無視」されていたと回答したクラスメートはいなかった。他方で、本件生徒との交流に消極的な態度を取るクラスメートの存在については、聴取に応じたクラスメートのほとんどが同様の認識を示していた。

<sup>5</sup> 同じく当委員会が実施したアンケート調査において、本件生徒があだ名をつけられていたという趣旨の回答もあったが、聴取調査において詳しく状況を確認したところ、下校時に上級生が本件生徒がいない場面で本件生徒を指して不名誉なあだ名で呼んでいる状況を見たというものであり、本件生徒を直接不名誉なあだ名で呼んだという状況は確認できなかった。また、本件生徒は、クラスメートから日常的に苗字ではなく下の名前で呼ばれており、聴取に応じたクラスメートにおいて、本件生徒がクラスの中で不名誉なあだ名を付けられていたと聴取時に回答した者はいなかった。

[Redacted text block]

⑭ [Redacted text block]

⑮ [Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

⑯ 6月7日(金)、X中全校でいじめアンケートが実施された。  
[Redacted text block]

17

5 本件生徒と上級生Dとの日常的なW公園での係わり

- ① 本件生徒は、W公園の緑が多く静かな環境が好きで、学校が休みの日や平日の放課後塾に行くまでの間、W公園で独りで絵を描いたり、本を読んだり、スマホで動画を見たりゲームをしたりすることが多かった。
- ② DもW公園をよく訪れていて、友人やZ小の児童たちと遊んだりしていた。Dと本件生徒は、前記3⑨のとおり、一緒にゲームをしたことで知り合い、LINEの交換もしていたが、W公園で会うことが多くなった。

学校が終わると本件生徒からDへ「お疲れさまです」というようなメッセージを入れることもあったが、DがW公園に行くと本件生徒がいて、Dから声を掛けるという形が多かった。

本件生徒はW公園でよく絵を描いていて、その絵はDにとって不思議で個性的な絵だった。Dが何描いてるのと聞いて話が始まることがよくあり、一緒に絵を描くことやスマホでゲームをすることもあった。その日の学校であったことを本件生徒が話すこともあった。多いときは週に5日くらい、二人はW公園で会って話をしていた<sup>6</sup>。

- ③ 本件生徒は、塾に行く日、母親から飲み物や軽食を摂るためのお金を渡されていた。W公園でDと一緒に居るとき、近くのコンビニ等へ二人で行って、菓子、飲み物、アイスクリーム等を買うことがあり、切っ掛けははっきりしないが、ほとんどの場合本件生徒がDの分まで代金を払っていた。W公園に小学生やDの友人がいるときは、本件生徒がその子たちの分も買ってあげていた。回数、金額ははっきりしないが、5月中旬から6月中旬までの間、相当程度頻繁にそのようなことがあったと考えられる。
- ④ 本件生徒が5月9日(休)Dに自殺したいと相談したLINEのやりとりが、本件生徒のスマホに残っていたとの資料がある。  
※ 時期は特定できないが、自殺したいという本件生徒のLINEメッセージが突然送られてきたことがある、と話す生徒も複数いる。

<sup>6</sup> 本件生徒とDの関係性は、後記Ⅲ第5で検討する。

⑤ 6月初めころ、本件生徒は、Dと二人でW公園のブランコに並んで座っているとき、前記3⑦の出来事を「A先輩との黒歴史」として話した。Dは、X中でAにそのことを問い質し、その後Aは本件生徒との係わりを避けるようになった。

6 本件生徒と上級生EとのLINEを通じての係わり

① Y中上級生男子Eは、Z小の出身で、Z小に通っていたとき本件生徒がW公園にいる姿を見たことはあったが、親しく言葉を交わす機会はほとんど無かった。

② 同学年のEとCは、学校は別であったが知り合いで、5月ころからW公園でボール遊びをすることがあり、そのときEは、Dと話している本件生徒と言葉を交わすこともあったが、親しく話をすることは無かった。当時、Eは、ゲームLをしていなかった。

③ Eは、Cから本件生徒がLINEのビデオ通話の中で自慰行為の様子をAに見せたことがあるなど聞き、性的な興味を抑えきれずに、Cから教えてもらった本件生徒のLINEにメッセージを送ることにした。

④ 6月3日(月)午後7時ころ、Eから本件生徒へLINE登録の許可を求めたメッセージが送られた。本件生徒が承諾した

[REDACTED]

その後、午後8時過ぎまでの間に、Eと本件生徒との間で30分を超えるLINE通話が行われた。

[REDACTED]

午後8時過ぎから、Eは、本件生徒に対し、自慰行為の実行と動画送信を求めるメッセージを、あの手この手でしつこく送信した。本件生徒は、メッセージを送られる度に断りのメッセージを返信していたが、午後9時近くに至って断り切れなくなり、動画送信はしなかったものの、再度Eとの間のLINE通話やメッセージを使って、自慰行為を実行する様子を伝えた。

Eは、その後も、本件生徒に対し、自慰行為の動画送信を求めるメッセージを手を変え品を変えしつこく送信した(その中には、性行為をすることをにおわすような表現や、動画の拡散はしないことを告げるようなものも含まれていた)。本件生徒は、断りのメッセージを返信し続けたが、午後11時を過ぎて、断り切れずに自分の下半身の画像を送信し

た。

⑤ 本件生徒からEに送られた画像は、その後、EからC、D、E三人のLINEグループに送信されているが、この三人から更に拡散した事実は確認できない。ただし、Cは、6月23日(日)に、この画像をAとBに見せている。

⑥ Eと本件生徒との間では、その後6月15日(土)に至るまで、LINEを使ってメッセージを交換したり、通話をしたりした様子は窺われない。

7 6月15日(土)、W公園での本件生徒と上級生C、D、E、F、Gとの係わり

① E、F(上級生女子)、G(上級生女子)はY中の同学年で、FとGはいつも一緒に遊ぶ仲だったが、二人がEと遊ぶことはめったになかった。6月15日(土)昼前、FとGはLINEでE外1名(W公園到着以前に別れる)を誘ってショッピングモール等で遊んだ後、午後2時ころW公園に着いた。

② 同日、本件生徒が一人でW公園にいたところ、CとDが遊びに来て、そのすぐ後に、E、F、Gの三人が合流する形になった。そのとき、Z小の児童数名もW公園で遊んでいた。

③ FとC、Dは小学校時代一緒に遊んだことがある間柄で久しぶりの再会、GとDは少し前にDのSNSを通じて知り合った間柄であった。F、Gと本件生徒は初対面で、Dが本件生徒を紹介し、本件生徒はスマホを使ってFとGに自分や母親の写真を見せた。

④ そのとき、CとEが、本件生徒が自慰行為をしている、AやEに自慰行為の画像を送っているなどと発言し、  
D、F、Gは本件生徒にその場でやってみせてと言った。本件生徒はここではできないと答えたが、三人はやってやってと言い、そのとき近くにいた小学生たちも、事情をどの程度理解していたか定かではないが、同じように言い立てた。CとEは、それを止めようとしなかった。本件生徒は、初めは嫌がっていたが、断り切れず自慰行為をすることを受け入れた。

⑤ D、F、G、C、Eと本件生徒の六人は、W公園奥のベンチへ移動し、小学生たちを遠ざけ、ベンチに座る本件生徒を囲むようにして立った。本件生徒は、腰に回していたパーカーを前に回して隠すようにして、自慰行為を行った。

C、Eはそれを遠巻きにして、Cは背を向けるような態度をとっていた。

W公園にいた小学生たちが六人の様子を気にしている素振りをしていたので、数分後、六人でZ小の多目的トイレに移動し、本件生徒とD、

F、Gが中に入ったが、結局、そこで本件生徒は自慰行為に至らなかった。

⑥ [Redacted]

⑦ [Redacted]

[Redacted]

⑧ [Redacted]

8 [Redacted]

① [Redacted]

② [Redacted]

③ [Redacted]

④ [Redacted]

⑤ [Redacted]

⑥

⑦

9 6月22日(土)、W公園での本件生徒と上級生C、D、Eとの係わり及び本件生徒が川に入った後の事実経過

※天気は昼ころから終日小雨、午後3時ころから6時ころまで雨が強まる

① 同日、本件生徒は、午前中からW公園にいて、東屋でタブレットを使って動画を見たりしていた。

② 午後になって、DがW公園に来て、Z小の児童5～6人と一緒にZ小の図書館に行ったり、コンビニに行ったりしていた。それから、Eが友人と二人でW公園に来て、雨が当たらない木の下で遊んでいた。

③ 午後4時ころ、本件生徒、D、E、Z小児童5～6人がW公園の東屋にいたとき、Eが本件生徒の仕草などを真似てからかった(6月15日の自慰行為の様子を真似た可能性もある)。本件生徒は真似しないでくださいと言ったが、Eが面白がって挑発するように真似を続け、Eが知っている本件生徒の秘密をその場で大声で言うかのような発言をしたところ、本件生徒は、泣きそうな表情になって怒り出し、Eを握り拳で叩いたり蹴ったりするような状況となった。

④ そのとき、Dは自宅にいたCと電話で話しをしていて、Eがからかう様子や本件生徒が止めてくださいと言って怒る様子は、電話を聞いているCにも伝わっていた。

⑤ やがて、本件生徒は、もう死にますと言ってW公園西側を流れている川の方に向かって歩き出した。Dは、本件生徒の死ぬという趣旨の発言に対して、死ぬ気もないのに死ぬとか言ってんじゃないよなどと言った。その発言を聞いた本件生徒は川の方に走って行って川岸の柵を乗り

越え、W公園の東屋からは本件生徒の姿が見えなくなった。

- ⑥ DとEはしばらく放っておいたが、本件生徒が戻らないので川岸の柵まで行って見たところ、本件生徒は川の流れ近くの草むらに立って電話で話している様子だった。川は雨で増水していたので、危険を感じたDは土手を降りて本件生徒のところへ行った。本件生徒はX中の教員と話していることがわかり、Dは電話を代わって状況を説明した。すると、本件生徒は、川の流れに入り、膝下まで水に浸かった。東屋でDやEを見ていたZ小の児童たちも、川岸の柵のところに駆けつけて、本件生徒とDの様子を見ていた。Dと電話で話していたCは、本件生徒が川に入ったときいて、自宅から自転車で駆け付けた。
- ⑦ 午後4時30分ころ、本件生徒が [REDACTED] X中へ電話を掛け、電話に出た男性教員に死にたいと繰り返した。居合わせた女性教員が代わって本件生徒を落ち着かせ、本件生徒がW公園にいることを聞きだした。男性教員は、母親に電話を掛けてW公園に向かうよう伝え、別の男性教員とともに自動車でW公園へ向かった。その間、女性教員の電話にDが出て、本件生徒の様子を説明した。女性教員は、Dにそのまま本件生徒から離れないでほしいと伝えて電話を切り、別の教員に電話を掛けてX中に来るように頼んでから、自動車でW公園へ向かった。
- ⑧ そのころ、W公園と川を挟んだ向かい側にいた近所の女性が、本件生徒が土手下の草むらに立っているのに気づき、そのまま何もしないでいることを不審に思って、午後4時50分、110番通報した。その後、X中の男性教員二名が到着して土手を下り、膝下くらいまで川の流れに浸かっていた本件生徒を川岸の草むらに引き上げて座らせた。 [REDACTED]
- [REDACTED] 本件生徒の傍らにDも付き添っていて、男性教員らと一緒に本件生徒に話しかけたりして、本件生徒を落ち着かせようとしていた。
- ⑨ その後、女性教員も現場に到着し、土手を降りて本件生徒の手を握り話しかけた。 [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- そのころ、母親も現場に到着し、川岸の柵のあたりで本件生徒の様子を見守った。
- 午後5時4分、警察官一名がミニバトカーで現場に到着し、川岸の柵のところにいた児童生徒たちから事情を聴き始めた。
- ⑩ 本件生徒が大分落ち着いたところで、警察官が上に登れますかと声をかけてきた。女性教員が本件生徒に登ろうかと促したところ、本件生徒

は頷いた。そこで、その場にいた皆で離れた場所にあった土手の階段まで草むらの中を移動し、一緒に階段を上った。 [REDACTED]

- ⑪ 土手を上がると、本件生徒が寒いと言って震え出したので、女性教員は本件生徒を連れ、男性教員の一人と一緒に、女性教員の自動車に乗った。

その後、女性教員の自動車の中で、警察官が本件生徒から簡単な事情聴取を行った。 [REDACTED]

[REDACTED] その間、X中に待機していた複数の教員が話し合っ、女性教員へ本件生徒と一緒に一度学校に来た方がいいと伝え、女性教員から母親と警察官にX中へ行くことを提案した。

- ⑫ この間、別の男性教員が、Eから本件生徒が川に入ったいきさつを聞いた。Eは、自分が本件生徒の動きをからかって真似したところ、本件生徒がバカにされたと思って激怒した、本件生徒に謝りたいと話した。男性教員は、今ではなく、本件生徒が落ち着いたところに、きちんとした形で誠意をもって謝るよう諭した。

- ⑬ 午後6時過ぎ、女性教員の自動車に本件生徒が乗り、男性教員二人が乗った自動車とともに、W公園からX中に向かった。X中には数分後に到着し、少し遅れて警察官も到着した。母親は、一旦、自宅に着替えを取りに戻った。

午後6時20分ころ、クラス担任、生徒指導部長、警察官の三人により、5分程度、本件生徒の簡単な事情聴取が行われた。そのとき本件生徒は、午前9時にはW公園にいた、最初は一人だった、その後D、Z小の児童5～6人、Eが来た、 [REDACTED]

- ⑭ 午後6時30分ころ、本件生徒は保健室で着替えを行い、女性教員、クラス担任と話をした。 [REDACTED]

- ⑮ 同じころ、校長室で、母親、 [redacted] 教頭、生徒指導部長、警察官が、これからどうするか協議を行った。 [redacted]

午後7時40分ころ、母親がN病院へ電話を掛け、当日の出来事の概略を説明し入院可能か問い合わせたところ、受け入れは可能であるとの回答を得たことから、本件生徒はN病院を受診することになった。

- ⑯ 午後8時20分ころ、本件生徒は、女性警察官に同行してもらってパトカーに乗り、X中からN病院へ向かった。母親と [redacted] も自動車でもN病院へ向かった。

午後8時50分ころ、本件生徒らはN病院へ到着し、1時間余り医師の診察を受け、 [redacted]

[redacted] 親権者である母親の同意による医療保護入院となった。

### 第3 2019年6月～2021年3月の本件生徒と直接関係する事実経過

2019年6月22日病院入院から2021年3月23日遺体発見までの本件生徒の学校生活等の事実経過は下記記載の通りである。

#### 1 N病院入院中の出来事 (2019/6/22～7/7)

- ① 6月22日(土)午後9時ころから、本件生徒は、N病院で医師の診察を受けた。 [redacted]



③

[REDACTED]

④

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

⑤

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

⑥

[REDACTED]

[Redacted text block]

- ⑦ [Redacted text block]

2 ○病院入院中の出来事 (2019/7/8~8/1)

- ① 7月8日(月)午前、本件生徒は○病院へ任意入院となった。 [Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

②

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

③

[Redacted]

④

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

⑤

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

⑥

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted text block]

3 退院後の家庭での生活状況 (2019/8/2～)

① [Redacted text block]

② [Redacted text block]

③ [Redacted text block]

[Redacted text block]

4 R中転入のころから1年二学期終了までの出来事 (2019/8/5～12/31)

① [Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

②

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

③

[Redacted text block]

[REDACTED]

[REDACTED]

④

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted text block]

⑤

[Redacted text block]

[REDACTED]

[REDACTED]

⑥

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

⑦

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

⑧

[Redacted text block]

[Redacted text block]

⑨

[Redacted text block]

[REDACTED]

[REDACTED]

⑩ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

⑪ [REDACTED]

⑫

[REDACTED]

[Redacted text block]

5 R中1年三学期の出来事 (2020/1/1~3/31)

① [Redacted text block]

② [Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○6月22日のこと

[Redacted text block]

○6月15日のこと

[Redacted text block]

○

[Redacted text block]

6 R中2年一学期の出来事 (2020/4/1~7/31)

① 4月7日(火)始業式、 [Redacted text]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

同月20日(月)から5月31日(日)まで、学校はコロナ臨時休業となった。

- ② 5月21日(木)、本件生徒は、ツイッターの匿名アカウントで自身がいじめを受けていたことなどを発信した<sup>13</sup>。

[Redacted text block]

- ③ コロナ休業期間中の分散登校期間(5/19(火)~29(金))、本件生徒は、午前もしくは午後限定して指定された登校日7日のうち、4日登校した。

[Redacted text block]

- ④ 6月1日(月)から7月31日(金)までの間、本件生徒が登校したのは、6/1(月)、6/2(火)、6/5(金)、6/8(月)、7/3(金)、7/16(木)、7/30(木)の7日であった。

[Redacted text block]

<sup>13</sup> ツイッター上の記載内容については後記Vで詳細を検討する。

7 R中2年二学期の出来事 (2020/8/1~12/31)

① 8月18日(火)、本件生徒は学校を欠席した [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] その日から9月24日(金)までの間、本件生徒が登校したのは、8/20(木)、8/27(木)、8/30(月)の3日であった。いずれも2時限目に登校していた。

② 9月25日(金)、本件生徒は、3時限目から久しぶりに登校し、 [REDACTED]  
[REDACTED]

③ 9月28日(月)、本件生徒は、2時限目に登校し [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

④ 10月13日(火)から15日(木)まで、本件生徒は、毎日3時限目、4時限目に登校して [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

しかしながら、10月16日(金)以降、年末まで、本件生徒が登校することは無かった。担任は、頻繁に電話を入れたり、家庭訪問をしたりしていたが、本件生徒と会って言葉を交わすことができたのは、10/30(金)、11/9(月)、12/9(木)の3回だけであった。

8 R中2年三学期の出来事 (2021/1/1~3/23)

① 1月15日(金)から2月3日(水)まで、本件生徒は学校を欠席した。  
② 2月4日(木)、本件生徒は、2時限目に登校 [REDACTED] した。 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

③ 2月5日(金)、本件生徒は学校を欠席した。夕方、 [REDACTED] の教員が家

庭訪問すると、本件生徒が玄関に出て学級通信を受取った。

2月8日(月)、9日(火)、10日(水)、12日(金)、本件生徒は学校を欠席した。

④ 2月13日(土)夕刻、母親が仕事上の用件で外出している間に、本件生徒が自宅から失踪した。失踪前、本件生徒は、ネットゲーム向けのボイスチャットで知り合った人に、「きめた」「今日死のうと思う」「今まで怖くてさ」「何も出来なかった」「ごめんね」というLINEメッセージを送っていた。ただし、本件生徒とボイスチャットで最後に話していたと思われる人物は、匿名通報後、連絡を断っているため、本件生徒が失踪したときの詳しい状況はわかっていない。

⑤ 3月23日(火)、自宅から2kmほど距離のある公園で、本件生徒の遺体が発見された。遺体は軽装で、死因は低体温症による凍死とされており、

#### 第4 いじめ発覚後の学校対応に係る事実経過

2019年6月23日いじめ発覚から同年9月11日X中謝罪の場の実施、同月17日地元月刊誌報道対応までの、X中、Y中の対応に係る事実経過は下記記載の通りである。

なお、以下ではA、B、C、D、E、F、Gの七名の生徒のことを「関係生徒」という場合がある。

##### 1 いじめ事件発覚から関係生徒の事情聴取までの学校の対応(6/22~7/7)

① 6月22日(土)、N病院入院の際、本件生徒からスマホを預かった母親は、自宅でLINEメッセージの履歴を確認した。スマホの画面にひびが入っていて読みづらい部分もあったが、本件生徒がEから執拗に性的な画像送信を要求され、断り切れずに送信している様子を見つけ、画像がインターネット上に拡散したら大変なことになると思った。また、Eのメッセージの中に性行為をにおわすような表現があることから、5月の連休中の早朝、本件生徒が自宅を出たことに気づいた母親が止めようとしたときに、Aらに呼ばれているからと必死になって公園へ行こうとした本件生徒の姿を思い出し、



[REDACTED]  
ひょっとしたら本件生徒が性暴力を受けていたのではないかとも思い当たり、激しく動揺した。

母親は、6月23日(日)早朝、いても立ってもいられなくなり、M交番へ行って警察官に相談した [REDACTED]

② 6月23日(日)午前7時ころ、母親はX中に電話を入れ、午前8時15分ころから午前9時40分ころまでX中を訪れて、教頭ほか教員2名と面談した。席上、母親は、本件生徒とE、Dらとの上記LINEメッセージ履歴について説明し、教頭らはその場でスマホ画面を確認しながら説明を聞いた。母親は、刑事事件として捜査してもらうため、面談終了後、Q警察署へ向かった。

③ Q警察署において、母親は、本件生徒のスマホを提出してLINEメッセージ履歴を説明し、本件生徒が受けたと思われる性的被害を訴えた

④ [REDACTED]

[REDACTED]

⑤

[REDACTED]

[Redacted]

⑥ [Redacted]

[Redacted]

6月24日(月)夕刻、Y中は、教員2名でGから6月15日W公園での出来事について事情聴取を行い、当委員会が「いじめ」として取り上げる「いじめ事実⑤」(前記Ⅱ第2の7④⑤、後記Ⅲ第3の1(5))について事実関係の概要を把握し、Gに本件生徒に対する言動について指導を行った。その後、Gのクラス担任ほか教員1名が、Gの家庭訪問を行って保護者に対しGから聴取した事実関係と指導内容を説明した。

6月25日(火)夕刻、Y中は、Fのクラス担任ほか教員1名がFの家庭訪問を行い、前日Gから聴取した事実関係をFに確認し間違いのないことだったので、Fに説諭するとともに保護者に対しても再度Fと話し合いの機会を持つことを求めた。

同日夕刻、Y中は、Eと保護者を学校に召喚し、Eのクラス担任ほか教員1名が、前日Gから聴取した事実関係をEに確認し間違いのないことだったので、Eに説諭するとともに保護者に対しタブレットの使い方に関する指導と管理を求め、Eと保護者で再度話し合いの機会を持つことを求めた。

同日夜、Y中教頭からX中教頭に電話があり、Y中教頭は、E、F、Gから聴取した事実関係を説明した。

⑦ 6月26日(水)午後、X中は、6月15日W公園での出来事についてAとCから補充的に事情聴取を行った。

[Redacted]

[REDACTED]

同日午後8時ころから、X中に、X中、Y中、Z小の教頭らが集まって、情報交換を行った。その席で、母親との対応はX中が行い、必要があればX中からY中Z小に連絡することが決められた。

⑧ 6月27日(木)、午前9時ころから午後1時ころまで、Y中は、教頭ほか教員1名がEから事情聴取を行った。聴取内容は、Z小時代の本件生徒との接点から6月22日(土)に本件生徒が川に入ったところまでに及び、特に6月15日(土)については詳しく聴取されたが、6月3日(月)の本件生徒とのLINEを通じたやりとりについては、警察が捜査中ということもあって踏み込んだ聴取は行われなかった。

⑨ 6月27日(木)午前、X中は、教員2名が、Dから、6月15日W公園での事実経過について、改めて事情聴取を行った。

同日、X中は、生徒・保護者への指導と確認の方針を決めた。その内容は、A、B、C、Dと保護者を学校に召喚して、

[REDACTED] これまでに聴取して判明した事実関係を説明した上で、それ以外に同様の行為をしていないかも含めて再度生徒に確認を行い、現時点で生徒と保護者がこの件をどう考えているのか聴取するとともに、今後W公園へ行かない、スマホは使用させないか、使用させるとしても毎日LINE等のやりとりをチェックする等の対応策をとるよう指導する、というものであった。

同日昼、X中はBと保護者を学校に召喚し、クラス担任ほか教員2名が、上記方針にもとづき確認、指導を行うとともに、本件生徒に対する謝罪の意思を確認した。

同日夕刻、X中はCと保護者を学校に召喚し、クラス担任ほか教員1名が、上記方針にもとづき確認、指導を行うとともに、本件生徒に対する謝罪の意思を確認した。

6月28日(金)夕刻、X中はAと保護者を学校に召喚し、クラス担任ほか教員2名が、上記方針にもとづき確認、指導を行うとともに、本件生徒に対する謝罪の意思を確認した。

X中は、6月15日(土)W公園での出来事について、6月27日(木)から7月4日(木)まで、Dから2回の事情聴取を行い、Y中に依頼してF、Gから再度の事情聴取をしてもらった上で、Dと保護者を学校に召喚し、7月5日(金)夜、教頭ほか教員2名が、学校として把握している事実関係を説明した上で、Dの本件生徒に対する考えを確認し、その場にいた生徒が本件生徒に自慰行為をさせたことを止められなかったことは本件生徒に謝りたい、というDの意思を確認した。

- ⑩ 6月28日(金)午前、X中において、母親と教頭ほか教員1名で面談を行った。席上、X中からは上記⑨の指導方針を説明し、A、B、C、Dは自ら誤った行動をした部分について深く反省し、保護者ともに謝罪したいという意思を確認していると伝えた。Y中のE、F、Gについても、Y中から保護者ともに謝罪の意思があることを確認していることを伝えた。

母親は、

謝罪を受けるのは一連のやりとりが全て判明してから行った方がよいと考えていると話した。

- ⑪ 7月1日(月)午後、X中に市教委から電話があり、同日昼、母親が市教委を訪ねて面談を行った際、母親は本件生徒の転校を考えているとのことであった。

[Redacted text block]

2 ○病院へ転院後、謝罪の場までの学校対応 (7/8~9/11)

① 7月11日(木)夕刻、 [Redacted text block]

[Redacted text block]

② [Redacted text block]

同日午後、X中は、BとCに対し、各担任が、本件生徒と連絡をとっていないか、W公園へ行っていないか、スマホの利用状況等を確認し、各自の行動の問題点を再確認した。同日夕刻にはそれぞれの保護者を学校に呼んで、各生徒に確認したことを伝え、謝罪の意思を確認した。

③ 7月16日(火)午後、 [Redacted text block]

④ 7月19日(金)午後、

⑤ 7月22日(月)夜、母親がX中を訪れ、教頭ほか教員1名と面談を行った。

⑥ 7月30日(火)午前、X中教頭から母親に電話を掛け、翌日午後、母親に来校してもらって、今後について相談することを決めた。

このとき、関係生徒からの謝罪に関し、母親から、相談している弁護士が謝罪の場に同席したいと話していることが伝えられた。これを受けて、X中は、謝罪の場を設けるに当たっての基本姿勢を次のように決定した。

- ・謝罪の場を設ける目的は、教育的な観点から、関係生徒がきちんと謝罪し、けじめをつけて、関わった生徒らの次の学校生活につなげてゆくことにある。
- ・弁護士が同席すると、謝罪の場が設けられる目的が違ったものになっ

てしまうので、学校が関わる形でそのような場を設けることはできない。

- ・弁護士同席で関係生徒側と話をするのであれば、学校が関与しない形で行ってもらう。

⑦ 7月31日(水)午後、母親がX中を訪れ、教頭ほか教員1名が対応した。

[Redacted]

[Redacted]

i [Redacted]

ii [Redacted]

[Redacted]

iii [Redacted]

[Redacted]

これに対し、教頭は、上記⑥の基本姿勢を説明し、弁護士同席による謝罪を学校で行うことはできない、関係生徒の連絡先を学校が母親に伝えられるかこの場で即答できない、と回答した。

謝罪の場の持ち方について、母親は、改めて弁護士と相談して、対応を考えると話した。

⑧ 8月2日(金)午前、市教委がX中を訪問し、校長、教頭と面談した。席上、校長は、弁護士を同席させた謝罪の場を設定できない理由として、主に次の5点を挙げた。

i 謝罪の場は教育的指導の一環として行うもの [Redacted]

[Redacted]

ii 公的機関である学校は、生徒間の民事紛争には不介入である。

iii 関係生徒の保護者は、弁護士が関わっていることを想定していない中で、謝罪の意思を表明している。

iv 関係生徒も本校の生徒であり、弁護士同席で謝罪の場が設定された場合、関係生徒の今後の学校生活への影響が心配である。

v 学校外で発生している事案について、学校がそこまで関わる理由がない。

[Redacted]

市教委は、母親の意向を関係生徒側に伝えて保護者に判断してもらう、という考えもあるのではないかと提案し、X中に再検討を求めた。

⑨ 8月5日(月)午前、市教委は、本件生徒の教育相談を実施し、それと並

行して母親と面談を行った。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

⑩

[Redacted text block]

⑪

[Redacted text block]

i [Redacted text block]

ii [Redacted text block]

iii [Redacted text block]

[Redacted]

iv [Redacted]

v [Redacted]

[Redacted]

⑫ [Redacted]

⑬ 8月20日(火)夜、母親は、本件生徒のスケッチブック等を受取るためX中を訪ね、教頭ほか教員1名が対応した。教頭らは、二学期初日であった当日の本件生徒の様子や引越後の同人の生活状況等を聞き、謝罪の場の日程として8月28日(水)、同月29日(木)を考えていると伝えた。

8月21日(水)、X中は、臨時生徒指導会議を開き、謝罪の場に向けた準備の内容、教員の役割分担、当日のスケジュール、個々の謝罪の進め方(各生徒と本件生徒との関わり方がそれぞれ異なるため、謝罪や質疑応答は個別に行うこととされた)等を申し合わせた。同日夕刻、A、B、C、Dの保護者に各担任教員が電話を掛けて、謝罪の場の趣旨説明を行い、謝罪の意思を再確認して、日程の都合を聞き、生徒・保護者全員出席することが決まった。

X中の臨時生徒指導会議の資料はY中にも提供され、EとGは出席が決まったが、Fは保護者のスケジュールが合わなかったため、Fの謝罪の場は別の機会に行われることになった。

8月24日(土)昼、X中教頭とY中教頭が打ち合わせを行い、同月28日(水)にX中の生徒A、B、C、D、同月29日(木)にY中の生徒E、Gと

Z小の児童2名について、各生徒児童と保護者が出席してX中で謝罪の場が設けられることになった。

- ⑭ 8月26日(月)午後、市教委からX中に電話があり、X中が準備を進めている謝罪の場について教頭が説明を行った。謝罪の場の実行状況については、後日X中から市教委へ報告することとされた。

8月27日(火)午後、市教委がY中を訪問し、対応した校長に対し、代理人弁護士不在の中で謝罪の場を行っても母親に不満が残るおそれがあるので、Y中の当初の方針どおり代理人弁護士の同席を認めた上で謝罪の場を実行するよう求め、校長はこれを了承した。

市教委は、引き続いてX中を訪問し、校長が不在であったため対応した教頭に対し、上記Y中校長との話し合いについて説明した上で、代理人弁護士同席の再検討と校長が謝罪の場に同席することの検討、これらについての校長の考えを市教委へ報告することを求めた。

同日夕刻、X中教頭から市教委へ電話があり、謝罪の場は予定通り代理人弁護士不在で実施する、これまで関係者と調整を進めて準備してきたものを前日になって覆すことはできない、謝罪の場への校長の同席については検討する、との校長の考えが伝えられた。

その後、同日中にY中校長が母親と代理人弁護士に電話を掛けてY中の方針を説明し、その結果、同月29日(水)に予定されていた謝罪の場は、Y中の方針に従ってY中で行われることが急遽決められ、同月28日(火)にX中で行う予定であった謝罪の場は延期せざるを得ない状況となった。

8月28日(火)午前、市教委がX中を訪問し、校長と教頭が対応した。席上、校長は、X中がそれまで母親の意向を聞きながら、関係生徒・保護者とも長い時間をかけて調整し実現にこぎ着けた謝罪の場を市教委が台無しにした、前日になっての変更などありえないと猛反発した。市教委は、代理人弁護士同席で謝罪の会を行うことを市教委として指示したが、校長は指示に従わないと明言した。

その後、X中は、A、B、C、Dの保護者に連絡をとり、同日夕刻予定していた謝罪の場は市教委の指導により急遽中止となったが、その経緯を説明するため保護者のみ予定の時刻に来校してほしいと伝えた。来校した保護者4名に対し、教頭は、謝罪の場を設定するに当たり母親から弁護士の同席等の要望が以前からあり、X中として望ましくないと判断したため、その要望には応えられないと伝えてきたが、このたび、市教委からその要望を関係生徒側に伝えないまま謝罪の場を設定すべきではないとの指導があったため、本日は謝罪の場を設定することができなくなった。今後は、母親の意向に沿った形で謝罪の場を設定することに

なるので、後日、日程調整の連絡をする。もし、不明の点があれば市教委に問い合わせてもらいたい、と説明した。

8月30日(金)午後、X中を訪れた市教委に対し、X中校長は、本件生徒に係る一連の出来事へのX中としての対応は、同月28日(水)の関係生徒の保護者に対する説明を以て終了し、今後、市教委が主催する謝罪の場については、会場の提供や関係生徒保護者への連絡等事務的な協力のみ行うことを決め、X中の全教職員にその旨説明した、と話した。

- ⑮ 8月29日(木)午後6時20分ころから、Y中において、Z小児童2名の謝罪の場が開かれた。出席者は、母親、代理人弁護士、Y中教頭、Z小教頭ほか教員1名、Z小児童2名と保護者3名であった。 [REDACTED]

引続き、午後6時35分ころから、E、F、Gの謝罪の場が開かれた。出席者は、母親、代理人弁護士、Y中校長、教頭、ほか教員2名、生徒3名、保護者3名であった。 [REDACTED]

[REDACTED] 全体会は15分ほどで終了し、個別の話し合いに移行した。

個別の話し合いは、母親、代理人弁護士、生徒、保護者が行い、校長、教頭が立ち会った。 [REDACTED]

[REDACTED] 主に母親から質問し生徒が答える形で行われ、午後7時45分ころ終了した。

- ⑯ 9月2日(月)午前、市教委はX中校長を市教委へ招き、教育長がX中校長から市教委の対応に対する不満を聞いた。翌3日(火)午前、教育長からX中校長に電話を掛け、市教委の担当課に対し、X中の思いに配慮し、より丁寧な対応を指示したことを伝え、学校が関与した謝罪の場の設定について市教委の担当課と改めて検討してもらいたいと話した。同日午後、市教委がX中を訪問して校長と面談し、Y中とほぼ同様の謝罪の場の設定に向かって、市教委の協力の下、X中が準備を行うことが決められた。

9月11日(水)午後6時10分ころから、X中において、A、B、C、Dの謝罪の場が開かれた。出席者は、母親、代理人弁護士、X中校長、

教頭、ほか教員1名、生徒4名、保護者5名であった。

全体会は13分ほどで終了し、個別の話し合いに移行した。

個別の話し合いは、母親、代理人弁護士、生徒、保護者が行い、X中の校長ら教職員は立ち会わなかった。

### 3 地元月刊誌の報道に対するX中の対応（9/9～9/17）

① 9月9日(月)、X中と市教委に地元月刊誌の記者から取材の電話が入った。X中と市教委は、個人情報に関わることであり個別の案件については答えられないと回答した。

② 同じころ、  
母親は、月刊誌の発行元に電話を入れて、本件生徒が生きる道を潰さないでほしい、記事にするなんて絶対ダメ、と訴えたが、同月13日(金)ころに発売された2019年10月号に「X中学校女子生徒が『いじめ』で自殺未遂、学校側は事件隠蔽に躍起」という見出しで、3頁にわたる記事が掲載された。

③

[Redacted text block]

④ 9月19日(休)と翌20日(金)に文化祭を予定していたX中は、急遽、校長とPTA会長の連名で保護者宛に「生徒の安全確保と文化祭の円滑な実施について」と題する書面を作成し、同月17日(火)、生徒を通じて配布した。

その書面には、上記③の記事について「ありもしないことを書かれた上、いわれのない誹謗中傷をされ、驚きと悔しさを禁じえません。何より大事に守り育ててきた生徒たちの人格を平気で傷つけるような報道に心を痛めています。」とし、学校として生徒に対し心無い言葉をかけられたり強引に取材されたりした場合は学校に連絡するか警察に通報するよう指導していることや、安全対策として文化祭に教育委員会職員の派遣を要請すること等が書かれていた。

#### 第5 市教委の関与・対応についての事実経過

2019年6月20日 [Redacted] から同年10月28日上川教育局との面談までの市教委の対応に関する事実経過は下記記載の通りである。

1 [Redacted] 母親との面談前までの市教委の対応 (6/20～6/30)

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]

③ 6月24日(月)午前、市教委は、X中の教頭から以下のことについて報告を受けた。

- ㉞ 同月22日(土)夕方に本件生徒が川に入水しX中に連絡したこと
- ㉟ 本件生徒がX中の教員に保護されたこと
- ㊱ 本件生徒がN病院に搬送され入院したこと
- ㊲ 同月23日(日)、母親が、本件生徒のスマホを確認したところ、Y中のEを通してX中のA、B、C、Dに本件生徒の性的な画像がLINEによって送信されたことを窺わせるメッセージを発見したこと
- ㊳ 同日朝、同教頭ほか教員1名が母親、同人の知人と面談したこと
- ㊴ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

市教委は、同教頭に、母親、警察と連携を密にして情報の収集に努めることを指示した。

- ④ 6月24日(月)午後、市教委は、Y中の教頭からEが警察から事情聴取されたことについて報告を受けた。

市教委は、同教頭に、警察署と連携を密にして情報の収集に努めることを指示した。

- ⑤ 6月25日(火)夕方、市教委は、X中の教頭から以下のことについて報告を受けた。

- ㉞ 同月24日(月)、X中が、関係生徒から以下のことを聴取したこと
  - i 同月23日(日)、Cは、スマホに残っていたEから送信された本件生徒の性的な画像をA、Bに見せたこと
  - ii 4月頃、A、B、C、本件生徒が、ゲーム機を通じた通信で、自慰行為の経験の有無について会話し、その後、本件生徒からAに本件生徒の性的な動画、画像が送信されたこと
  - iii 同月頃、Aが本件生徒の体を触ったこと
  - iv 6月15日(土)、本件生徒が、E、F、Gに強要され、自慰行為をしたこと

㉟ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

- ⑥ [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

[Redacted]

⑦ 6月26日(水)午後、市教委は、面談で、X中の校長、教頭との間で、以下のことについて情報共有し協議した。

⑦本件生徒の出席状況、①本件生徒の特性、⑦関係生徒、保護者に改めて指導し謝罪を行うよう促し、今後、スマホの解約、W公園を利用しないこと等を検討してもらうこと

⑧ 6月26日(水)午後、市教委は、面談で、Y中の校長、教頭との間で、以下のことについて情報共有し協議した。

⑦ [Redacted]

⑨ [Redacted]

⑦ [Redacted]

① [Redacted]

[Redacted]

⑦ [Redacted]

[Redacted]

⑤ [Redacted]

[Redacted]

④ [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

⑩ 6月27日(木)午前、市教委は、面談で、X中の校長、教頭ほか教員2名から、以下のことについて報告を受けた。

⑦ [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[REDACTED]

① [REDACTED]

市教委とX中は、以下のことについて確認した。

- ㉞ 病院と連携して本件生徒が安心して学校生活を送れる環境をつくること
- ① 全教職員が本件生徒を見守り、本件生徒が信頼する教員が、いつでも相談に乗り、常にサポートすること
- ㉟ スクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、本件生徒の心のケアに努めるとともに本件生徒への支援の在り方について、児童相談所と市教委と連携を図って対応すること
- ㊱ X中が、本件生徒が学校生活を送る上での支えとなる人間関係を構築できるよう支援すること
- ㊲ X中が再発防止の具体策を立て母親に説明すること
- ㊳ 母親が、X中にいつでも相談できるよう校内体制を整えること
- ㊴ X中が、関係生徒、保護者に対し謝罪の場について必要性を十分理解させた上で設定すること
- ⑩ 正確な日時は不明であるが、この頃、市教委は、W公園へ出向き、本件生徒が入水した川の現地確認を行っている。

2 母親との面談が始まってから謝罪の場への弁護士同席の話が出るまでの市教委の対応 (7/1~7/30)

- ① 7月1日(月)昼、市教委は、面談で、母親から以下のことを伝えられた

㉞ [REDACTED]

i [REDACTED]

ii [REDACTED]

iii [REDACTED]

iv [REDACTED]

V

①

② 7月1日(月)午後、市教委がX中の教頭に以下のことを伝えた。

⑦

①

i

ii

iii

⑦

①

⑦

③ 7月5日(金)夕方、市教委は、X中の教頭から、同教頭ほか教員2名が本件生徒のお見舞いに行ったことについて報告を受け、同教頭に、同月8日に本件生徒が受診する際に母親の了解のもとX中が同席することを検討するよう指示した。

④ 7月8日(月)朝、X中の教頭が市教委に以下のことを伝えた。

⑦ Dの保護者が本件生徒に謝罪したいと話したこと

① X中が以下の理由から受診に同席しないと考えていること

i X中は、母親から、医師の診断結果について伝えてもらうことになっていること

ii 母親の同席のもとでは、本件生徒の家庭環境等、本件生徒が精神的に不安定になっていると思われる要因について、医師に情報提供することが難しいこと

⑤ 7月8日(月)夕方、市教委は、X中の教頭から同教頭が母親から聞いた受診状況について報告を受けた。

⑥ 7月9日(火)午後、 [REDACTED]

⑦ [REDACTED]

⑧ [REDACTED]

⑨ [REDACTED]

⑩ [REDACTED]

⑪ [REDACTED]

⑫ [REDACTED]

⑬ [REDACTED]

⑭ [REDACTED]

⑮ 7月10日(水)午後、市教委は、X中の教頭に、X中が本件生徒をお見舞いする際のX中のスタンスを母親、警察と確認しておくこと（お見舞いに行った教員が、本件生徒から、本件について聞かれる可能性があるため）を伝えた。

⑯ 7月12日(金)午前、 [REDACTED]

⑰ [REDACTED]

⑱ [REDACTED]

⑲ [REDACTED]

⑳ [REDACTED]

⑨ 同日午前、市教委が、Q警察署に本件生徒の聴取の情報提供を求めた

⑩ 7月16日(火)午前、市教委は、X中の教頭から以下のことについて報告を受けた。

㉞ 再度、同教頭ほか教員2名が本件生徒のお見舞いに行くことになったこと

㉟

⑪ 7月17日(水)午後、市教委が面談で母親から以下のことを聞いた。

㉞ 転校を望んでいること。

㉟

㊱

㊲

市教委は、母親に以下のことを伝えた。

㉞ 市内中学校の通学区域と情緒学級を開設している学校のリストを提供するので参考にしてほしい。

㉟ まずは教育相談を行うことを勧める。

㊱ 警察が対応している事案であり、学校が事実として説明することは難しいと思われる。学校からは、関係生徒、保護者のすべてが謝罪の意向を示していると聞いている。学校から母親に改めて説明させる。

⑫ 同日午後、市教委は、母親から、教育相談の希望を伝えられ、教育相談を実施することになった。

⑬ 同日午後、市教委がX中に以下のことを伝えた。

㉞ 母親が教育相談を希望していること

- ① すべての関係生徒、保護者が謝罪の意向を持っていることについて、母親に改めて説明すること
- ② 学校が母親に事実関係を説明するにあたっては、警察とも連携し、説明内容を十分に精査し行うこと
- ③ 学校が主治医と連携し本件生徒の現状等について確認すること

⑭ [REDACTED]

⑮ 7月23日(火)午前、市教委は、X中の教頭から、同月22日夜の同教頭ほか教員1名、母親、[REDACTED]との面談について以下のとおり報告を受けた。

- ① X中が、母親に、関係生徒から聴取した内容について説明した。
- ② X中が、母親に、X中、Y中、Z小の関係児童生徒、保護者がいずれも謝罪の意向があり、X中を会場にして謝罪の場を設定することができることを伝えたところ、母親から、謝罪の対応について決まれば同教頭に連絡すると伝えられた。
- ③ X中は、母親に、[REDACTED]個別指導も含め本件生徒の指導について、X中においてできる限りの対応を行うことを伝えたところ、母親は、新しい環境で本件生徒を学ばせたいと話した。  
市教委は、X中の教頭から、今後のX中の対応について次のとおり考えていると伝えられた。
- ④ X中が、教育相談の申込みの手続を行うこと
- ⑤ 本件生徒のお見舞いに行き本件生徒の学習支援等を行うこと
- ⑥ 母親から謝罪の場の設定にかかわる意向を確認し速やかに対応すること
- ⑦ 転校先の学校への引継ぎの準備を進めること

⑯ [REDACTED]

3 母親から謝罪の場への弁護士同席希望を伝えられてから、X中が当初設定した謝罪の場の前々日までの市教委の対応(7/31~8/26)

- ① 7月31日(水)午後、市教委はX中の教頭から以下のことを伝えられた。
- ② X中は、母親から、以下の理由から謝罪の場に弁護士を同席させたいと伝えられた。

i [REDACTED]

ii

iii

①

市教委は、X中に、⑦教育相談の日程等が決まればX中に連絡すること、①謝罪の場については、母親に寄り添いつつ実施できるよう検討することを伝えた。

② 7月31日(木)夕方、市教委は、母親から謝罪の場に弁護士を同席させることについてX中から難しいと言われたことについて相談を受け、母親に以下のことを伝えた。

⑦ 関係生徒側の弁護士が同席し双方の弁護士がやり取りするようになるとなれば、X中が考えていた教育的指導としての謝罪の場とはならないことを心配しているのだと思われること

① 弁護士が同席すると聞いて、関係生徒側が、謝罪の場に来ないという判断をするかもしれないこと

⑦ 母親には、弁護士と相談のうえ、引き続き、学校と話し合ってもらいたいこと

③ 8月1日(木)夕方、市教委は母親に以下のことを伝えた。

⑦ 謝罪の場の設定にかかわり、市教委としても、母親の意向に沿った形で行われるようX中と相談している。このことについて、X中としての考えがまとまったら、母親に連絡させる。

① 教育相談について、主治医の許可があり、病院で実施することができるようになった。

母親は、市教委に、都合を確認し連絡すると伝えた。

④ 8月2日(金)午前、市教委が、面談で、X中の校長から以下のことを伝えられた。

⑦

i

ii

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③ [REDACTED]

市教委は、X中に以下のとおり伝えた。

④ X中が母親の意向を関係生徒の保護者に伝え判断してもらうという方法が考えられる。

⑤ 関係生徒の保護者の判断の結果、謝罪の場が設定できないという結果になるかもしれないが、X中はそのような場を設定すると約束している以上、そのための努力をすべきである。

⑥ 学校外で発生していることではあるが、いじめ事案であるなら、学校が当然対応すべきことになる。

市教委とX中は、謝罪の場を学校としてもつこと、その方法についてX中がさらに検討することを確認した。

⑦ 8月5日(月)午前、市教委は、本件生徒の教育相談を実施した。

市教委は、母親に、市教委が転校先のR中の校長、教頭に本件生徒が安心して登校できるよう配慮を要請することを伝えた。

⑧ 同日午前、市教委はX中の教頭にR中への引継ぎを早急に行うことを指示した。

⑨ 8月6日(火)午後、市教委は、X中の教頭から、X中の考えについて以下のとおり報告を受けた。

① X中が、改めて、関係生徒、保護者が、本件生徒、母親に謝罪をしたいとの意向であることを伝える。

② 本件生徒が謝罪の場に来ることができない場合は母親だけに来てもらう。

③ 弁護士の来校については断る。

④ [REDACTED]

⑤ 8月7日(水)夕方、市教委は、面談で、Y中の校長に、本件生徒の様子、謝罪の場の設定に関する母親の意向を情報提供した。

市教委は、Y中の校長から、母親の意向に沿った形で謝罪の場が設定されることが望ましいと考えていること等を伝えられた。

⑥ 8月7日(水)夕方、市教委は、面談で、母親に、市教委が、R中を訪問し本件生徒への配慮を要請する予定であり、R中に伝える内容について

母親の希望を聞きたいと伝えた。

⑦

①

- ⑩ 8月8日(木)午前、市教委が、面談で、R中の校長、教頭に、⑦教育相談の結果についての情報提供、指導上の配慮事項、①市教委の対応状況について伝えた。

市教委は、同校長から、母親と相談しながら、本件生徒の特性に配慮して指導を進め、本件生徒が安心して登校できる環境をつくると伝えられた。

市教委は、同校長、教頭に、2学期に市教委がR中を訪問し、担当の教員からの相談に応じることできると伝えた。

- ⑪ 8月8日(木)午後、市教委は、Y中の校長から以下のことを伝えられた。

⑦ 同校長がX中の校長に以下のことを提案した。

i 謝罪の場の設定にかかわって、同席する弁護士の名前と立場を確認し、謝罪の場面のみ立ち会ってもらう。

ii

- ① 母親に提案することになる謝罪の場の設定の仕方については、X中の校長の判断になるが、X中の校長が前記⑦の提案に従わない場合は、以下のとおり考えている。

i Y中の校長が母親にY中の関係生徒、保護者の謝罪の場面をつくるようお願いする。

ii 母親が弁護士の同席を希望するのであれば、Y中から関係生徒の保護者にその旨を伝える。

- ⑫ 8月9日(金)夕方、市教委は、X中の教頭から、同日午後に同教頭ほか教員1名が母親と以下のとおり話をしたことについて伝えられた。

⑦ X中は、母親に、弁護士の来校については断ると伝え、本件生徒が謝罪の場に来ることができない場合は母親だけに来てもらいたいこと、

①

- ⑦ 同教頭は、母親に、母親の意向をX中の校長に伝え同月19日に回答すると伝えた。

⑬ 8月19日(月)、X中の校長は、面談で、市教委、Y中の校長に、X中では以下のとおり考えていると伝えた。

㊦ 教育的指導の一環として、弁護士が同席しない形での謝罪の場を設定したいが、弁護士を同席させたいとの母親の意向が変わらないのであれば、関係生徒側にも事前に母親の意向を伝えたいので、X中は場所だけを提供し謝罪の場には入らない。

①

Y中の校長は、市教委、X中の校長に、Y中では以下のとおり考えていると伝えた。

㊦ 関係生徒側に母親の意向を伝え、弁護士同席の謝罪の場の設定に努める。

① 謝罪場面では弁護士の発言を控えてもらう。

㊦

㊦

㊦ Y中の校長が事前に弁護士に謝罪の場の進め方等を伝える。

市教委は、X中の校長、Y中の校長に、X中においても、Y中と同様の対応をしてもらいたいと考えているが、校長が判断することであり、強制はできないと伝えた。

⑭ 8月19日(月)午後、X中の教頭が市教委に以下のことを伝えた。

㊦ 同日、X中は、母親に以下のことを伝えた。

i

ii 弁護士を同席させたいとの母親の意向を関係生徒側にも事前に伝えたいので、X中は場所だけを提供し謝罪の場には入らない。

①

㊦ X中の教頭は、謝罪の場の日程調整を行うこと伝えた。

⑮ 8月24日(土)昼、X中教頭とY中教頭が打ち合わせを行い、事前に母親に候補日として知らせてあった同月28日(水)にX中の生徒A、B、C、D、同月29日(木)にY中の生徒E、GとZ小の児童2名について、各生徒児童と保護者が出席してX中で謝罪の場が設けられることになった。

4 X中が当初設定した謝罪の場の前日からY中での謝罪の場実施日までの市教委の対応 (8/27～8/29)

① 8月27日(火)午後、市教委が、面談で、Y中の校長に以下のとおり伝えた。

- ⑦ 母親が、弁護士が不在の中で謝罪の場が設定されることについて、十分に納得していないことが予想される。そうした場合は、謝罪そのものがうまくいくとは思えないし、弁護士の出席を拒否した学校に対する不満が大きく残ってしまうのではないかと心配している。
- ⑧ Y中が当初予定したとおり、関係生徒側にも事前に母親の意向を伝えただけで、弁護士が同席する形での謝罪の場を設定することについて、Y中から母親の意向を確認することが望ましいと考えている。同校長は、市教委に、Y中としては、母親の意向にできるだけ沿った形で謝罪の場を設定したいと考えていたので、同校長から母親の意向を確認しながら進めることを伝えた。
- ⑨ 同日午後、市教委が、面談で、X中の教頭に以下のとおり伝えた。
- ⑦ 母親は、弁護士が不在の中で謝罪の場が設定されることについて、十分に納得していないことが予想される。そうした場合は、謝罪そのものがうまくいくとは思えないし、弁護士の出席を拒否した学校に対する不満が大きく残ってしまうのではないかと心配している。
- ⑧ X中の校長に以下のことを伝えてほしい。
- i 弁護士が同席する形での謝罪の場を設定することについて、再度検討してほしい。
- ii X中の校長が謝罪の場に同席することについて検討してほしい。
- ⑩ 同日午後、市教委は、X中の教頭から以下のことを聞いた。
- 前記⑨⑧ i について、X中の校長は、同日まで予定していた形で謝罪の場を設定する。理由は、母親、関係生徒側と謝罪の場の持ち方について、既に打ち合わせを行い進めているところであり、変えることはできないからである。
- 前記⑨⑧ ii については、同校長が引き続き検討する。
- ⑪ 同日夕方、市教委は、Y中の校長から、同校長が母親と話したことについて以下のとおり報告を受けた。
- ⑦ 同校長が、母親に、弁護士が同席しての謝罪の場を設定できるよう、関係生徒側に働きかけると伝えた [REDACTED]
- ⑧ 弁護士が入ることを関係生徒側に事前に伝えるが、関係生徒側が謝罪の場に行かないとの判断をするかもしれないとの懸念を伝えた [REDACTED]
- ⑨ 同校長が、同月29日の都合が悪ければ、日程を変えることができると伝えた [REDACTED]
- ⑩ 母親の許可があれば、同校長が母親の弁護士と直接話をしたいと伝えた [REDACTED]

同校長は、  
「学校が把握していることについては、説明する。」と答えた。

同日夕方、市教委は、Y中の校長から、同校長が母親と話したことについて以下のとおり報告を受けた。

同校長と母親は、Y中、Z小の関係児童生徒の謝罪についてY中を会場に行うことを確認した。その後、同校長は、市教委に同校長が弁護士との間で謝罪の場に関して協議した内容を報告した。

同日夜、市教委が、母親から以下のとおり伝えられた。

i  
ii

同日夜、市教委は、X中の教頭に以下のことを伝えた。

本件生徒側が納得していない中で謝罪が行われたとしても、事案の解決には結びつかないと考えていること

市教委として謝罪の場の延期をX中に求めたいこと

母親は、翌日X中には行かないこと

同日夜、市教委は、母親に対し、X中の教頭に謝罪の場の延期を求めたこと、翌日、X中を訪問して、X中の校長、教頭と面談し、改めて市教委としての考えを伝えること、を伝えた。

8月28日(水)午前、市教委が、面談で、X中の校長に以下のことを伝えた。

謝罪の場の設定の仕方は校長の判断のもとで行われるべきものであると考えているが、同日予定していた謝罪の場では、事態の改善に向かわず、むしろ母親の学校への不信感を強めることになっている。

関係生徒の保護者に以下のとおり連絡すること

- i 同日の謝罪の場については、延期させてほしい。
- ii 謝罪の場を設定するにあたり、母親から、弁護士の同席、関係生徒、保護者が一同に会した中で経緯を説明してほしいとの要望が以前からあったが、X中が望ましくないと判断したため、母親に、その要望については応えられないと伝えていたが、このたび、市教委から、母親からの要望を関係生徒の保護者に伝えないまま謝罪の場を設定すべきではないとの指導があった。不明な点があれば、市教委に問い合わせしてほしい。

同校長は、市教委に以下のとおり伝えた。

- ⑦ 指示に従うことはできない。X中は、被害拡大の防止、本件生徒の立ち直りのため、これまで、関係生徒、保護者への指導、謝罪の場の設定に努めた。[redacted]学校は踏み込めず、謝罪の場に弁護士が同席することはあり得ない。
- ⑧ 母親が納得するかどうかは、母親の問題であり、本件とは別問題である。

[redacted]同校長は、市教委に、X中としては、本件は同日の対応をもって終わりにし、関係生徒、保護者に、改めて指導を行い、個別に母親、弁護士に連絡し謝罪するよう促すと伝えた。

- ⑩ 8月28日(水)午後、市教委が、母親に以下のとおり伝えた。
  - ⑦ X中は、関係生徒、保護者と日程調整を終えているため、同日は関係生徒、保護者への指導を行うと聞いている。
  - ⑧ X中では母親の意向に沿った謝罪の場を設定できないということであれば、市教委が設定することも考えている。
- ⑪ 同日夜、X中の教頭は、市教委に、同日、関係生徒の保護者に、同日の謝罪の場を設定することができなくなった経緯等を説明したことについて、報告した。
- ⑫ 8月29日(木)夕方、Z小の教頭は、市教委に、同日の謝罪の場の様子等について報告した。

同日夜、Y中の教頭は、市教委に、同日の謝罪の場の様子等について報告した。

5 Y中での謝罪の場実施の翌日から本件生徒転校後のR中訪問までの市教委の対応(8/30~9/6)

- ① 8月30日(金)午後、市教委が、面談で、X中の校長、教頭から以下のとおり伝えられた。
  - ⑦ X中としての謝罪の場に対する対応は、今後も変えるつもりはな

い。

- ① この件についてのX中としての対応は終えており、X中の教職員に対して、同月28日の保護者への説明、指導をもって対応を終了する旨伝えた。
- ② 市教委が主催する謝罪の場について、X中は以下のことについて協力する。
  - i X中を会場として使うこと
  - ii 関係生徒、保護者に連絡すること、iii X中が生徒から聞き取った本件の経緯について、市教委に情報提供すること
- ③ 9月2日(月)午前、市教委の教育長は、面談で、X中の校長から、学校の立場(第三者として客観的な立場をとり被害、加害どちらか一方の味方をしない。)が担保されなければX中が謝罪の場に同席するのは難しいと伝えられた。
- ④ 9月3日(火)午前、市教委の教育長が、X中の校長に以下のことを伝えた。
  - ㊶ 市教委(担当課)には、X中のこれまでの指導の経緯等に配慮して、より丁寧に対応するよう伝えたこと
  - ㊷ Y中と同様の形で謝罪の場が設定されることが望ましいと考えていること
  - ㊸ 謝罪の場に、X中が入らないということにはならないと考えていること
  - ㊹ 謝罪の場でのX中の立場を、市教委とX中とで明確にした上で、謝罪の場を設定してほしいこと
  - ㊺ 具体的な形や進め方について、改めて市教委と検討してほしいこと
- ④ 同日午後、市教委は、面談で、X中の校長、教頭に、謝罪の場の設定に向けて、改めて相談したいと伝えた  
同校長は、市教委に、Y中と似たような形で、X中が主体となって謝罪の場を設定することを伝えた。
- ⑤ 同日夜、市教委は、母親に、㊶X中の謝罪の場について、ほぼY中で行った形で行うこととしたこと、㊷謝罪の場が円滑に行われるよう、市教委が弁護士と会って話をしたいと考えていることを伝えた。
- ⑥ 9月4日(水)午後、  
同日夜、市教委は、X中の教頭から、母親に、㊶同月11日にX中で謝罪の場を設定すること、㊷関係生徒、保護者全員が参加すること、を伝えたことについて報告を受けた。

⑦ 9月6日(金)午前、市教委は、弁護士に、同月11日(水)の謝罪の場の流れについて説明した。

⑧ 同日午前、市教委は、面談で、R中の教頭から、本件生徒のR中での様子について説明を受けた(その後、少なくとも令和2年12月まで、市教委は、R中から、1か月に1回程度、記録の提供を受ける等して、本件生徒に関する情報収集を続けた。)

引き続き、市教委は、授業参観し本件生徒の様子を確認した。

授業参観後、市教委は、R中の教員2名から、同日行われた教育相談の概要、保護者懇談を行う予定であることについて説明を受けた。

市教委は、R中の教頭ほか教員2名に以下のことを伝えた。

⑦ 本件生徒の特性等により、人間関係の形成に課題があるため、教員と本件生徒の信頼関係を構築し、温かい雰囲気のある学級経営に努めること

⑧ 本件生徒に限らず、携帯電話の適切な使用や携帯電話のやりとりが起因した友人関係のトラブルを未然に防ぐ観点から、学校祭終了後を目途に、すべての学級で携帯電話の適切な使用等に関する指導を行うこと

#### 6 本件生徒転校後のR中訪問以降の市教委の対応(9/7～)

① 9月9日(月)、X中と市教委に地元月刊誌の記者から本件生徒の件について取材の電話が入った。X中と市教委は、個人情報に関わることであり個別の案件については答えられないと回答した。

② 9月10日(火)午後5時ころ、市教委が上川教育局に本件生徒の件について報告した(この頃までに市教委が上川教育局、道教委に本件生徒の件について少なくとも詳細な報告をしたことはなかった。)

③ 9月11日(水)夜、X中での謝罪の場が終了してから、市教委、母親、弁護士との面談で、市教委は、本件生徒の転校先での学校生活のことについて何か心配なことがあれば、いつでも相談してほしいと伝えた。

④ 9月17日(火)午前、X中の教頭が市教委に地元月刊誌に記事が掲載されたことの影響、X中の対応状況等について報告した。

市教委は、同教頭に、関係生徒の様子を注視し、生徒間で噂になっていないのかアンテナを高くすること等を伝えた。

⑤ 10月10日(木)、市教委が上川教育局に以下のことを報告した。

⑦ X中での関係生徒、関係生徒の保護者から母親への謝罪の様子

⑧ 本件生徒、母親、関係生徒、保護者の現状

⑨ 市教委が本件についていじめとの判断に至っておらず、その理由が以下のとおりであること

- ii 学校における教育相談、いじめアンケートにおいて本件生徒のいじめ被害の訴えがないこと、他のいじめに関する情報がないこと
- iii 母親から学校に対し、本件生徒に対する聴取を行わないよう申し入れがあり、状況が確認できないこと
- ⑥ 10月28日(月)、上川教育局が、面談で、市教委に、少なくとも以下のとおり指導した(なお、上川教育局は、より詳細な指導内容が記載された書面を準備していたが、市教委に渡していなかった。)
- ㊦ 学校は、自殺未遂があったことから、本件生徒への聴取をすべきである。
- ㊧ 母親と協力した本件生徒への対応、母親への対応を組織的に行う必要がある。
- ㊨ ㊦、㊧を今後のいじめの認知に生かす。
- ㊩ 市教委は、学校に対し、市教委に速やかにいじめの疑いがあるとして連絡し対応するよう伝える。
- ㊪ 学校は、本件について組織的に対応し、母親らに対し、今後の対応について共通理解を図る。
- ㊫ その後、市教委が学校(X中等)に前記⑥について具体的な指導助言を行った様子はない。
- ⑧ 2020年1月5日(日)、母親から北海道教育委員会の子ども相談支援センター「24時間こどもSOSダイヤル」に本件いじめに関する学校の対応についての電話相談があった。同月16日(木)、上川教育局は面談で市教委に前記相談の内容に関する事実関係を確認し、それを踏まえて、上川教育局が市教委に母親と連絡を取り丁寧に説明するよう指導した。
- 市教委は、上川教育局に対して前記母親の相談内容について市教委としての認識等を説明したが、事案への対応方針等を変えた様子は認められない。

第6

1 [Redacted]

① [Redacted]

② [Redacted]

③ [Redacted]

④ [Redacted]

⑤ [Redacted]

2 [Redacted]

① [Redacted]

② [Redacted]

③ [Redacted]

[REDACTED]

④

[REDACTED]

⑤

[REDACTED]

⑥

[REDACTED]

⑦

[REDACTED]

⑧ [REDACTED]

3 [REDACTED]

### Ⅲ いじめの検証及び考察

#### 第1 はじめに

以下では、前記Ⅱ記載の事実関係を前提として、本件生徒に対するいじめ行為の検証とともに、そこに至った背景・要因についての考察・分析を行う。

いじめの検証に当たっては、その前提となる基本的な考え方を示したうえで、本事案におけるいじめの検証等を行うこととする。

#### 第2 いじめの検証における基本的な考え方

##### 1 法の定義と社会通念としての「いじめ」

法における「いじめ」の定義（法第2条1項）は、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの、とされている。

このように、法におけるいじめの定義は、一定の人間関係を前提として、いじめの行為の対象者の心身の苦痛のみが「いじめ」該当性の要件となっているのであり、いじめ行為の悪質性や非難可能性、心身の苦痛の程度は考慮されない。すなわち、ある行為によって相手が心身の苦痛を感じていれば、その行為がどのようなものであろうとも、法の定義するところの「いじめ」に該当することとなる。

他方で、「いじめ」について、広辞苑では、いじめること、弱い立場の人に言葉・暴力・無視・仲間外れなどにより精神的・身体的苦痛を加えること、とされている。

社会一般において、「いじめ」という言葉は、広辞苑の意味で想定されており、いじめ行為は強く非難されるべきものと考えられている。そして、行為対象者の認識よりも、行為の性質が評価の中心である。今日の日本社会における社会通念としての「いじめ」は、法の定義の内容にかかわらず、広辞苑の言うところの「いじめ」（弱い立場の人に言葉・暴力・無視・仲間外れなどにより精神的・身体的苦痛を加えること）として理解されているといえる。

法の定義の内容は、広辞苑の意味を当然に含むが、さらにその外延が拡張された広範なものとなっていて、法の定義上の「いじめ」行為であっても、何ら非難に値しないようなものも当然に含まれることになる。

例えば、クラスの話し合いの中で甲の意見に対して乙が反対の意見を主張する場合（①）や、甲が乙と一緒にゲームをしようと誘ったのに対して

乙がゲームは好きではないと言って断った場合(②)、甲としては多少なりとも精神的苦痛を感じると考えられるため、上記の乙の行為はいずれも定義上の「いじめ」に該当することとなる。

ここで、上記①②の場合の乙の行為について、非難に値するものとは到底考えられないし、乙に対する指導についてもその必要性は感じられない。一般的な感覚では乙の行為を「いじめ」と表現することには強い違和感があり、乙としても「いじめ」と評価されることは受け入れられないだろう。

上記①の場合でさらに乙が反対意見に加えて甲を中傷するような発言をした場合、そのような乙の行為は非難に値すると考えられる。ただし、このような場合でも、周囲に諷められたり自分で気付いたりしてすぐに乙が謝罪して甲も受け入れたような場合であれば、やはり一般的な感覚では乙の行為を「いじめ」と表現することには違和感があり、乙としても「いじめ」と評価されることは受け入れられないだろう。

学校においても一般社会においても、他者とのかかわり合いの中で「心身の苦痛」、特に精神的苦痛を感じることは避けられないものであり、その要因となる他者の行為についても、それが何らの非難にも値しない行為であることは少なくない。

子どもが学校で他者とかかわる中で、衝突したり、対立したり、葛藤したりすること、そして、そのような人間関係での問題を当事者や周囲の人間関係の中で解決・解消していくことは、生徒の成長の糧にほかならず、人格形成について極めて有意義な経験となりうるものである。

このような精神的苦痛を伴う子ども同士のかかわりは、学校生活の中で当然に想定されるものである。このとき、精神的苦痛の要因となる行為は法の定義する「いじめ」に該当するものであるが、「いじめ」という言葉の持つ社会的な意味を踏まえれば、そのすべてについて、行為者に対して「いじめ」という言葉を用いて指導等を行うことが適切でないことは明らかである。「いじめ」という言葉を用いることで、場合によっては子どもの心理に委縮的効果をもたらすなどの不適切な影響が生じることも予想される。

そのため、生徒同士のかかわり合いの中で、精神的苦痛が認められて法の「いじめ」の定義に該当する行為であるとしても、当事者に対して一律に「いじめ」という言葉を用いて表面的・形式的に対処することは適切ではない。

## 2 いじめの定義の意義

以上述べてきたように、法の定義する「いじめ」と、社会通念としての「いじめ」とは、その意味する内容に大きな乖離がある。

このような意味の乖離があるにもかかわらず、法が「いじめ」を非常に広範な内容としたのには、次のような理由があるものと考えられる。

法においては、「いじめ」に対して、学校は「適切かつ迅速に対処する責務」を有し（法第8条）、「いじめがあると思われるとき」は適切な措置をとるもの（法第23条1項）とされ、いじめの事実があった場合には、被害生徒等への「支援」と加害生徒等への「指導」を行うもの（法第23条3項）とされている。

法のいじめの定義が広範であることは、過去のいじめ問題において学校や教育委員会が様々な理由付けでいじめを不合理に否定して適切な対応がなされない事態が繰り返されたという歴史的経緯を踏まえて、また、いじめは小さなものからエスカレートしていくという経験的事実から、どんな些細なことであっても教育現場の適切な対処を促すべきという政策的配慮から、より広範な外延を持つ定義付けがなされたものと言える。

このような法の規定を踏まえれば、法におけるいじめの定義は、学校の対処の契機となるべき事実としての「いじめ」を定めたものと言える。このとき、きわめて否定的な意味合いを持つ社会通念としての「いじめ」とは、意識的に切り離して捉える必要がある。

### 3 「いじめ」への対処

上記のとおり、定義上のいじめに該当する場合、すなわち、生徒が精神的苦痛を感じている場合には、学校の対処が必要である。いじめの定義が広範であることは、精神的苦痛を感じている子どもに対して、学校が常にとどのような対処が必要・適切であるかを検討しなければならないことを意味している。身体的苦痛も当然に対象であるが、そこから生じる精神的苦痛がいじめ問題の中心となるため、以下では精神的苦痛を中心に述べる。

精神的苦痛が確認できる場合、あるいはそれが疑われる場合、精神的苦痛を感じている生徒の視点に立って、どのような対処が必要かを検討しなければならない。そして、精神的苦痛の程度やその要因などを考慮して、その対処の方法は柔軟に考える必要がある。

すでに当事者間で問題が解決されていたり、それが期待できる場合には、学校の対処として特段の介入や指導等は行わずに、経過を見守るだけでも問題はない。

精神的苦痛の要因たる行為は非難に値しないが、相手の精神的苦痛が解消されない場合には、学校の対処として、行為者への指導はせず、相手への支援として助言等を行うことも考えられる。あるいは、相手の心情も踏まえつつ、行為者に非がないことを前提としながら相手が精神的苦痛を感じていることを伝えて行動を変えるように提案するなど、当事者間の関係を調整するようなことも考えられる。

このような場合、当事者への関与の中で「いじめ」という言葉を用いる必要はない（文部科学省・いじめ防止等のための基本的な方針（以下では「基本方針」という）第1の5参照）し、「いじめ」という言葉を用いることはむしろ当事者を混乱させることになるだろう。

行為が非難に値する場合でも、当事者間で問題が解決されている場合など、行為の内容や当事者の認識などを踏まえて、「いじめ」という言葉を用いることの適否は十分に検討する必要がある。

加害者に指導を行う場合でも、「いじめ」という言葉を用いて厳しい指導が必要なケースもあれば、「いじめ」という言葉を用いずに適切な行動を示すようなケースも想定される。必ずしも「いじめ」という言葉を用いる必要はなく（基本方針第1の5参照）、学校には事案に応じた適切な対処が求められるのである。

#### 4 いじめの認知について

すでに述べてきたように、法の定義する「いじめ」は心身の苦痛という被害者の主観的状況が主な要件となっている。

精神的苦痛は、対象者の主観によるものであり客観的な外形として確認することはできないが、そのために精神的苦痛の有無を限定的に判断してはならない（基本方針第1の5参照）。

客観的な状況等から精神的苦痛が推認されるような状況において、対象となった子ども本人が苦痛を否定したり、あるいはいじめ行為自体を否定したりするような場合であっても、それだけをもって精神的苦痛が無いとすることは相当ではない。

いじめ事案においては、対象となった子どもがいじめを否定することは多々あることであり、このような子どもの傾向は特に学校教育に関わる者であれば経験的に理解しているはずである。そして、そのような場合こそ深刻な事態につながる恐れがあるのであるから、子どもがいじめを否定してもそれに依拠してはならない。

法は、「いじめ」問題に対して、学校の責務を定めているのであるから、いじめの認知についても、教育の専門家たる学校の判断として「いじめ」を認知しなければならない。

このとき、子どもの言動は最も重要であり尊重すべきものであるが、子どもが精神的苦痛やいじめ被害を否定する場合であっても、客観的状況を踏まえて、また、子どもの心情を考慮して、「いじめ」を認知すべき場合には学校の判断として「いじめ」を認知しなければならない。子どもが否定している場合に「いじめ」を認知することは、決して子どもをないがしろにするものではなく、むしろ子どものために学校がしなければならないことである。このような場合に、その子どもに「いじめ」という言葉を用

いて接する必要はなく、子どもの心情に配慮した対応が求められる。

「いじめ」という言葉を用いずに対処した場合でも、学校として「いじめ」を認知した場合は、当然ながら法の規定する「いじめ」事案であるから、学校内での情報共有や場合によっては保護者との協議など、子どもへの対処以外でも「いじめ」事案としての適切な対応が必要となる。

#### 5 当委員会が取り上げる「いじめ」について

以上の観点を踏まえて、後記の通り、当委員会として取り上げるべき「いじめ」事実の判断を行った。

調査においては、「いじめ」について広範な定義を定めた法の趣旨を踏まえ、幅広い事実関係の把握に努めた。

そして、いじめの定義の意義を鑑みて、「いじめ」という言葉を用いて指摘することが相当な事実について、「いじめ」として取り上げた。

前記のとおり、法は、いじめ問題の対応の“入口”として広範な定義を定めて学校の適切な対応を求めているが、対応の“出口”としての対処においては必ずしも「いじめ」という言葉の提示は求めている。

本件調査は、いじめ問題の対応の“出口”であることから、「いじめ」という言葉の社会通念の意味合いも考慮して、「いじめ」として取り上げるべき事実の認定を行った。

なお、「いじめ」として取り上げない事実であっても、本件生徒が精神的苦痛を感じていれば学校として対処が必要である。このような事項については、後記Ⅳで検討する。

### 第3 当委員会が「いじめ」として取り上げる事実等

上記の観点を前提に、以下では、前記Ⅱ第2の記載内容に沿って、当委員会が「いじめ」として取り上げる事実等を示す。

#### 1 当委員会が「いじめ」として取り上げる事実

##### (1) 前記Ⅱ第2の3⑤⑥⑦記載の事実に関して

上級生A、B、C（三名が揃っていない場面も含む）が、グループ通話等において年少女児である本件生徒がいる状況でも性的な話題を繰り返したこと、個別のLINE（Aとの関係）のやり取りにおいても性的なやり取りがなされたこと、Aが本件生徒と性的な意味での身体接触を持ったことは、「いじめ」にあたる（以下、これらの事実を「いじめ事実①」という）。

##### (2) 前記Ⅱ第2の3⑧記載の事実に関して

上級生A、B、Cが、深夜（ないし未明）の時間帯に本件生徒を含めて公園に集ろうという趣旨の会話をグループ通話で行ったこと、それを実行していないにもかかわらずそれを本件生徒に伝えなかったことは、

「いじめ」にあたる（以下、これらの事実を「いじめ事実②」という）。

(3) 前記Ⅱ第2の5③記載の事実に関して

上級生Dが、本件生徒がDの分のお菓子等の代金を負担する行為（おごり行為）を繰り返し受けていたことは、「いじめ」にあたる（以下、この事実を「いじめ事実③」という）。

(4) 前記Ⅱ第2の6④記載の事実に関して

上級生Eが、本件生徒とのLINEでのやり取りにおいて、性的な話題を長時間にわたって続けたこと、性的な動画の送信要求を長時間にわたって続けたことは、「いじめ」にあたる（以下、これらの事実を「いじめ事実④」という）。

(5) 前記Ⅱ第2の7④⑤記載の事実に関して

上級生C、D、E、F、Gが、本件生徒に対して自慰行為に関する会話を行ったこと、本件生徒に対して自慰行為の実行を繰り返し求めたこと、自慰行為の実行を求める発言に対して静観したこと、本件生徒が自慰行為に及ぶ一連の状況を見ていたことは、「いじめ」にあたる（以下、これらの事実を「いじめ事実⑤」という）。

(6) 前記Ⅱ第2の9③⑤記載の事実に関して

上級生Eが本件生徒をからかい、本件生徒が拒否的な反応を示した後もからかうような行動（本件生徒の秘密をその場で大声で言うかのような発言をしたことを含む）を続けたこと、パニックのような状態になった本件生徒に対して上級生Dが突き放すような不適切な発言をしたことは、「いじめ」にあたる（以下、これらの事実を「いじめ事実⑥」という）。

2 当委員会が「いじめ」と同様に考える事実

(1) 前記Ⅱ第2の6⑤記載の事実に関して

EがC、D、EのLINEグループに本件生徒の性的画像を送信したこと、Cがこの画像をAとBに見せたことは、「いじめ」と同様に考える必要がある（本件生徒に認識がある場合は、「いじめ」にあたる）。

(2) 補足

上記送信行為及び提示行為は、本件生徒が直接関与していない行為であるため、本件生徒がこれらを認識していなければ、法の定義における主観的要件を満たさないこととなり、形式的には「いじめ」に該当しないものと考えざるを得ない。ただし、法の趣旨を踏まえて、「いじめ」と同様に考える必要がある。

#### 第4 「いじめ」として取り上げる事実についての補足説明

##### 1 いじめ事実①に関して

- (1) 性的な話題、いわゆる「下ネタ」は、成人の一般社会においても時と場所、相手を選ぶべき話題である。職場で下ネタを話題にする場合には、セクハラにも該当するものと考えられている。

本件のように生徒間で下ネタが話題にされる場合、話題にした生徒以外には不快感や羞恥の感情等の精神的苦痛が生じる可能性が高いことが予想される。特に、拒絶や否定が困難な状況で下ネタ話に応じざるを得ないような場合、下ネタ話に応じた生徒には不快感や羞恥の感情等の精神的苦痛が生じることが通常であり、話題の通常の性質として加害性を有するものと思われる。

本件では、A、B、C及び本件生徒がいる場でAらが下ネタを話題にしており、その際に本件生徒は下ネタを拒絶するような態度は示していなかった可能性が高く、むしろ下ネタを認容するような態度を示した可能性が高い。

しかし、本件生徒のこのような態度を前提としても、本件生徒が本心から下ネタを許容ないしは歓迎していたとは到底考えられない。本件生徒からすれば、A、B、Cは全員が上級生であり、その言動に対して拒絶や否定の態度を示すことには相当に躊躇するはずであり、関係性を考慮して迎合的な言動をしても何ら不自然ではない。

本件生徒は、クラスメートや同級生、さらには上級生に対しても、非常に積極的に話しかけていたことが調査から判明しているが、そのような場合でも本件生徒から下ネタが話題にされたという情報は一切なかった。このことからすれば、本件生徒が下ネタを好んでいたとは考え難く、Aらと話を合わせていたものとするのが相当である。

したがって、下ネタの話題としての性質やAらと本件生徒の関係性を前提とすれば、年少の女子生徒である本件生徒がいる状況でも性的な話題を繰り返したAらの行為は、強く非難されるべき行為であることは明らかであるから、当委員会は「いじめ」として取り上げることとした。

- (2) 前記のとおり、本件生徒とAとのLINEでのやり取りにおいて、本件生徒がブラジャーを着けている胸の画像をAに送ったことや、本件生徒がLINEのビデオ通話を使って自慰行為の様子をAに見せたことは、当委員会の調査の結果として事実として認定したが、他方で、これらの行為の前後での具体的なやり取りについては解明できなかった。

ただ、前記のとおり下ネタの話題としての性質や、それまでの本件生徒のAらの下ネタに対する態度を前提とすれば、上記の本件生徒の行為は、Aの何らかの働きかけに応じたものとするのが自然である。また、

本件生徒がAの働きかけに対してそれを拒絶することは困難であったと予想されることも併せて考慮すれば、本件生徒が自発的に行った行為であるとは到底考えられない。

したがって、Aの本件生徒とのLINEでのやり取りは、強く非難されるべき行為であることは明らかであるから、当委員会は「いじめ」として取り上げることとした。

- (3) 個人間における性的な意味での身体接触は、相手方の真摯な同意を前提としたものでなければ、強く非難されるべき行為であり、場合によっては犯罪にも該当する。

また、形式的には同意があるように見える状況であったとしても、それが真摯な同意でなければ非難されるべき行為であることは変わりがなく、当事者間の関係性や行為時の具体的な状況によって非難の度合いが異なるものに過ぎない。

本件において、Aからの性的な身体接触の段階で本件生徒が明確に拒絶した様子はなく、表面的にはAの行為に同意していたと受け取れる状況であった可能性が高い。

しかし、本件生徒とAは交際関係にはなく、上級生と下級生という関係や、Aらとの今後の交友関係等を考えて、本件生徒が望まない性的な身体接触について明確に拒絶できなかったとしても何ら不自然ではない。

したがって、Aによる本件生徒への性的な身体接触は、強く非難されるべき行為であることは明らかであるから、当委員会は「いじめ」として取り上げることとした。

## 2 いじめ事実②に関して

この事実は性的な話題とは一線を画するものであるが、そもそも深夜に外出を促すような言動は非常識であり、年下の中学生女子生徒に対してであればなおさらである。

そして、前記のとおり、本件生徒はAらに対して迎合的な言動をするような状況にあったため、Aらの提案に対して、本心はどうあれ、拒絶や否定の態度を取ることは困難であった。

したがって、Aらによる上記の行為が強く非難されるべき行為であることは明らかであるから、当委員会は「いじめ」として取り上げることとした。

なお、Aらが実際には公園に行かなかったことについて、本件生徒が認識していない可能性が高いが、Aらの行為は一体として評価すべきものと判断した。

## 3 いじめ事実③に関して

本人が負担すべき飲食代金等を他人が負担するいわゆる「おごり」行為

は、成人の社会でも一般的に見受けられる行為であり、当事者間の関係性を踏まえれば、必ずしもおごられた者が非難されるべきとは言えない。

当事者が中学生同士であっても基本的には同様に考えられるものであり、「おごり」の行為者が相手との関係性を踏まえて相当な理由に基づいておごるのであれば、必ずしも非難されるべきものではなく、当事者双方にとって相当な行為として許容されるものである（例えば、誕生日を祝って小遣いの範囲で食べ物をおごるような場合）。

他方で、「おごり」の行為者の相手方に対する関係性が対等ではなかったり、あるいは相当な理由もなく「おごり」行為がされている場合、おごられること自体が相当ではない場合も想定され、そのような場合におごり行為を受けた者は非難されるべき場合もあると考えられる。

これは、おごり行為が必然的に金銭的負担を伴うものであり、相当な理由もなくそのような負担をすべき理由がないことは十分に認識できるのであるから、不相当なおごり行為については、相手方としてはこれを受けるべきではないと考えられるからである。特に、不相当なおごり行為が繰り返されているような場合、許容される余地はほとんどなく、そのようなおごり行為を受けた者は強く非難されるべきである。

そして、おごり行為を強制したり、あるいはそれを促すような行為がなく、行為者が任意におごり行為をしているのだとしても、おごり行為に当然に付随する金銭的負担は明白なのであるから、相当な理由なくおごり行為を受けることは、行為者の不当な金銭的負担を要求することと同様と考えることもできるのであって、非難されるべき行為であることは変わらない。

本件では、本件生徒がDに対して、おごり行為を繰り返していたが、Dは上級生であり、また、本件生徒がおごるべき相当な理由も全く見いだせない。本件生徒のおごり行為について、Dがおごり行為を要求するなどの積極的な働きかけを行ったことは確認できなかったが、Dが特段の行為を行っていなかったとしても、その対等とは言えない関係性やおごるべき理由の不存在、また金銭的負担の程度はDも十分に認識できていた。

したがって、Dがおごり行為を繰り返し受けていたことは、強く非難されるべき行為であることは明らかであるから、当委員会は「いじめ」として取り上げることとした。

なお、FとGも一度だけ本件生徒が代金を負担して購入したお菓子等を本件生徒から受け取っているが、これは本件生徒がDにお菓子等をおごると同じ機会になされている。本件生徒としては、FとGに対して、自身の友好の意思を示そうとして行ったおごり行為であると思われるところ、状況的にはFとGは事前にはその日が初対面の本件生徒がおごるという認

識はなかったと推察される。本件生徒によるFとGに対するおごり行為はこの機会の一度のみであって金銭的負担の程度も少額であることから、FとGが本件生徒のおごり行為を受けたという事実は、Dが不相当であることが明白な本件生徒のおごり行為を繰り返し受けていたという事実とは、性質が異なるものと評価すべきと判断した。

#### 4 いじめ事実④に関して

前記のとおり、性的な話題は話題そのものの性質として加害性を有している。そして、この事実に関しては、本件生徒は明確に拒否のメッセージを繰り返し送信しているにもかかわらず、Eは性的な話題を繰り返し、性的画像等の要求も本件生徒が受け入れるまで数時間にわたって繰り返している。

送信されたメッセージの内容や頻度等を考慮すると、Eの行為は、本件生徒による性的画像の送信等を強要したものであると言わなければならない。Eの行為には強い加害性が認められる。

したがって、Eによる上記の行為が強く非難されるべき行為であることは明らかであるから、当委員会は「いじめ」として取り上げることとした。

#### 5 いじめ事実⑤に関して

すでに述べているように、性的な話題には加害性がある。

そして、いじめ事実④にも共通するが、自慰行為は性的な事項の中でも特段に羞恥心を感じる事項であり、他人に自慰行為の実行を要求するなどということは、あまりにも非常識であり、相手の個人としての尊厳を無視する行為であって、強い非難に値する。

そして、自らが属する集団の中に自慰行為の実行を要求する者がいる場において、そのような行動を制止せず、あるいは静観することは、自慰行為を要求する行為を許容ないし承認することと同義であって、やはり強い非難に値する。

本件生徒が自慰行為の実行の要求に対して拒否していたにもかかわらず、多人数で取り囲んで要求を続けるという状況は、本件生徒にとって抗うことは困難であり、暴力や脅迫はなくとも自慰行為の強要というほかない。

したがって、C、D、E、F、Gの行為が強く非難されるべきものであることは明らかであるから、当委員会は「いじめ」として取り上げることとした。

#### 6 いじめ事実⑥に関して

相手がやめるように求めている行動を敢えて行うことは、相手が嫌がることを認識したうえでの行動であるから、通常の場合、非難に値するものである。

また、パニックのような状態になっている者に対して、突き放すような

言動を行うことは、相手に対して更なる精神的負荷となることは容易に想像できるのであるから、そのような行動は非難に値するものである。

本件では、Eの行為が具体的にはどのようなものであったのかまでは解明できなかったが、本件生徒が拒否しているにもかかわらずからかうような行動が続いたことは事実であると判断している。Eは、本件生徒が拒否しているにもかかわらずからかうような行動を続けたものであり、このようなEの行為は強い非難に値する。

Dの言動について、「死にたい」などという本件生徒の言動に対する感情的反発という面もあると思われるが、パニック状態で希死念慮を表出させた本件生徒に対する行動としては、本件生徒の行動化を促しかねないあまりにも不適切な言動であり、それはDにおいても十分に認識可能であった。にもかかわらず、Dが本件生徒に対して突き放すような言動をしたことは、強い非難に値するものである。

したがって、前記のEの行為、及び、Dの行為については、強く非難されるべきものであることは明らかであるから、当委員会は「いじめ」として取り上げることとした。

#### 7 本件生徒の精神的苦痛に関して

上記のいじめ事実①ないし⑥について、本件生徒がどのように感じていたのか、どのような精神的苦痛を感じていたのかということは、本件生徒が亡くなっている以上、直接の確認はできない。

しかし、前記Ⅱで認定した事実関係を前提とすれば、行為当時は必ずしも自覚的でなかったかもしれないが、本件生徒が上記のいじめ事実①ないし⑥によって、強い精神的ダメージを受け、深く傷ついていたことは、明らかであると言わざるを得ない。

上記のいじめ事実①ないし⑥による本件生徒への心理的影響等については、後記第5及びVで詳細を述べる。

### 第5 いじめ行為に至った要因・背景の考察・分析

上記のいじめ事実①ないし⑥に関して、以下では、そこに至った要因・背景を考察・分析する。

そのため、まず、調査において判明した関係生徒の人物像を確認し、その人間関係を把握したうえで、いじめ行為に至った要因・背景を考察・分析する。

#### 1 人物像についての考察・分析

##### (1) Aについて

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(2) Bについて

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(3) Cについて

[Redacted text block]

(4) Dについて

[Redacted text block]

[REDACTED]

(5) Eについて

[REDACTED]

[Redacted text block]

(6) F、Gについて

[Redacted text block]

2 いじめに至った人間関係に関する考察・分析

(1) 関係生徒との交流について

[Redacted text block]



(2) いじめ事実⑤に関する場面について

[Redacted text block]

(3) いじめ事実⑥に関する場面について

[Redacted text block]

## 第6 小括

本事案におけるいじめ事実①ないし⑥の特徴として、いじめの行為者が入れ替わりながらも、本件生徒が特に性的ないじめの被害を繰り返し受けるという状況が見られる。

関係生徒の性的事項に関する行動を見ると、本件生徒に対して積極的な加害意図があったというよりも、自身の性的好奇心の発露が主たる動機であったと言える。

通常であれば女子生徒に対して性的な話題を出すだけでも躊躇すべきであるにもかかわらず、関係生徒は本件生徒に対して何の遠慮も躊躇もなく性的好奇心の対象としてかかわっている。

このような状況は、まずA、B、Cが本件生徒とかかわる中で、本件生徒が性的好奇心の対象とされるという歪な関係性が形成され、そのような関係性がA、B、CからEに伝播し、さらにD、そして、F、Gまで伝播していったものといえる。

上記の関係性の中で、常に性的好奇心の対象となっている本件生徒の立場について、人間関係が広がる中でも異論を述べるような者は無く、本件生徒との歪な関係性が結果として維持されてしまったがために、いじめの行為者が変わっても本件生徒が性的ないじめ被害を受けるという状況が繰り返されてしまったといえる。

このような状況が生じてしまった最大の要因は、端的に言えば、本件生徒を個人として尊重するという最低限度の配慮を、誰一人として持ち合わせていなかったという関係生徒の未成熟さにあるといえる。

性的事項を含まないいじめ事実②及び③も、本件生徒を個人として尊重していないという点で共通しており、その要因は同根である。

本件生徒と関係生徒の間で歪な関係性が形成されていった経緯について

は、結果として本件生徒の特性も影響しているが、それはあくまで人間関係の形成への影響であり、「いじめ」に関する評価に影響するものではない。

上記の関係生徒の未成熟さは、しかし、中学生年代の生徒として特異なものではなく、教育現場においては十分に想定されるものである。本件のいじめ事実を見ると、総体としては本件生徒にとって非常に酷な状況となっているが、個々のいじめ事実を見れば中学生によるエスカレートしたいじめ案件として想定できないものではない。

そうであれば、本件は学校として想定され得るいじめ事案であり、いじめ被害を防ぐことはできなかったのか、あるいは被害を小さくすることはできなかったのか、教育現場で何をすべきだったのかということを十分に検討しなければならない。

#### IV 学校及び市教委の対応についての検証

##### 第1 はじめに

以下では、前記Ⅱ記載の事実関係を前提として、学校及び市教委の対応における課題等の検証を行う。

学校及び市教委の検証にあたっては、前記の通り認定したいじめ事実以外の部分での本件生徒の学校生活の状況等も確認しながら、その中で本件生徒がいかなる困難を抱えていたのか、すなわち本件生徒が抱えていた精神的苦痛の有無及びその内容を確認・考察し、それを踏まえて学校・市教委の対応の課題の検証を行う。

##### 第2 本件生徒が抱えていた精神的苦痛についての考察・分析

###### 1 X中入学当初の本件生徒について

他のクラスメートは大部分が中規模校からの進学者で顔見知りも多い中、本件生徒はクラスメートとの関係性がほぼない状態で新学期がスタートした。

Z小からの引き継ぎについては、卒業時には通常学級所属であったため、決まりとして病院の診断書や個別の支援計画に関する書類<sup>14</sup>などを含む支援学級所属時の情報はほぼ引き継がれないことになっている。ただ、Z小側も本件生徒を気にかけていたため、簡単な資料とともに行動面の特徴などについて、通常学級担任、支援学級元担任からX中教員へ口頭にて引き継ぎがされた。

X中では、その引き継ぎ内容をもとにクラス編成やトラブル時の対応について検討をしていたが、学校生活上で苦手に行っていることやサポートが必要な部分など詳細な情報までは把握していなかった。

<sup>14</sup> 旭川では「すくらむ」という名称で利用されている。

2 4月下旬以降の本件生徒のクラスでの様子

(1) クラスメートとの交流について

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(2) クラスメートの行動の背景について

本件生徒に対して、クラスメートの一部で距離を置いたり交流を避けるような態度を取っていた者がいたことは、クラスメートのほとんどが認識していたが、無視など意図的に本件生徒を排除しようという行動は認められなかった。

前記の本件生徒の言動を前提とすると、クラスメートの一部は、本件生徒を攻撃しようという意図ではなく、本件生徒との交流に対して不安や戸惑いを感じて距離を取っていたと推察される。

[Redacted text block]

クラスメートとの関係は本件生徒の望むような関係にはならなかったが、クラスメートにとっても本件生徒の言動に困惑する気持ちへの支援を十分に受けられないままの状況にあった。

[Redacted text block]

クラス内の集団の中で、誰も傷つけず誰も傷つかないでいることは不可能といえるが、生徒に精神的苦痛が確認できる場合、学校や教員は、苦痛を感じている生徒の視点に立って、苦痛の程度やその要因などを考

慮して対処方法を柔軟に考える必要があるとすれば、本件生徒に対してもクラスメートに対しても支援は十分だったとは言えない。

### 3 本件生徒の不調と認識の齟齬

体調不良の要因としては、クラスメートとの関係性に起因する孤独感や自己否定感、関係生徒との交流の中で感じていたストレスなどの影響があったと考えられる。

6月初旬、母親によれば、以前とは違う本件生徒の様子からいじめなどはないのかと心配してX中に相談していたという。入学直後や5月の連休明けなど、何度か相談していたというが、X中としては母親が本件生徒の学校生活のことを心配しているという程度の認識であり、いじめ事実②に関する連絡を除いて具体的なトラブルなどの話がなかったことも影響したのか、いじめの相談を受けていたという認識はなかった。

X中内での本件生徒の対応については、1年生担当の教員や本件生徒を気にかけている教員同士で話は出ていたようだが、組織的には校内支援委員会にて保健室利用が増えていることが周知されている程度であった。また、授業担当制という中学校のシステム上、教員はそれぞれ断片的にしか本件生徒の様子を捉えられておらず、本件生徒の状況や支援の必要性が共有されていなかった。

X中は本件生徒の様子を心配していたにもかかわらず、その観点が母親と異なっており、コミュニケーションに齟齬が生じていた。その上、X中は心配していた家庭の要因について、本件生徒や母親から詳しく話を聞き具体的な状況を確認するような機会を設けておらず、母親との認識の齟齬が生じていることに気付いていなかった。

### 4

[REDACTED]

5 6月22日の入院について

本件生徒が [REDACTED] 川に入った後、駆け付けた教員の働きかけなどによって本件生徒は少し落ち着いて川から上がった [REDACTED]

[REDACTED]

しかし、本件生徒のその訴えを聞いたX中は、 [REDACTED] 家庭や親子関係のストレスを抱えているのではないかという心配を深め、駆け付けた警察官とも相談して、母親から離れた環境での保護が必要ではないかと考えた。 [REDACTED]

[REDACTED]

6 転校以降の本件生徒の状況について

本件生徒はR中に転校 [REDACTED] した。 [REDACTED]

[REDACTED]

2 学期後半からは毎日通うことが難しくなり、欠席や遅刻、早退が目立ち、年明けからは欠席が中心となり、そのままコロナによる臨時休校期間となった。2 年生に進級後は出席日数が極端に少なく、登校しても数時間のみ学校にすることが多くなり、ほとんど不登校の状態となった。

R 中としては、本件生徒の不登校について色々検討したが、不登校になった明確な理由は分からなかった。R 中は、このような本件生徒の状態への対応について母親と相談し、出来るだけ本件生徒の気持ちに寄り添うように対応することとし、学校が負担にならないよう無理に登校を求めたりせず、学校に居る時間は本件生徒が楽しい、また登校しようと思うような時間にしよう心がけていた。また、1 週間欠席の場合は担当教員が金曜日に家庭訪問をし、本件生徒の様子を確認するようにしていた。

### 第3 学校の対応について検証

#### 1 2019年6月22日の川への入水事件までの対応の検証

##### (1) Aによるいじめの認知の必要性（いじめ事実②について）

###### ① 法が求めるいじめに対する措置

法第23条2項は、「学校は、前項の規定による通報（保護者によるいじめの事実の通報等）を受けたとき…は、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」と規定し、基本方針（第2の3(4)iii）は、「学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。」と規定している。このように、法律上のいじめに対し、学校は、適切かつ迅速に対処する責務を有し、いじめがあると思われるときは、適切な措置をとるものとされ、いじめの事実があった場合には、被害生徒等への支援と加害生徒への指導を行わなければならない。

そして、いじめの防止という法の基本理念からすれば、事実関係が明らかでなかったり、当事者が否定しているなど、いじめの「疑い」にとどまるような場合であっても、学校として組織的な対応を行う必要がある。

###### ② 学校が把握していた事実

母親からクラス担任に対しては、2019年4月から5月にかけての連休中の深夜（ないし未明）に本件生徒がAから呼び出された旨（いじめ事実②の概要）が、休み明けに伝えられている。

[REDACTED]

また、クラス担任は、別の機会に、本件生徒からAとの交流などについての話を聞いていたが、[REDACTED] Aと本件生徒との関係について、懸念を抱きつつも本件生徒に注意をするようなことはなかった。

③ いじめの認知・Aに対する指導の必要性

母親がクラス担任に伝えたいじめ事実②の概要は、事実であれば「いじめ」にあたると思うべきであるから、母親からの情報提供をもって「いじめの相談」があったと考えるべきであった。X中は、この時点で、法第22条が規定する「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「学校いじめ対策組織」という。）において組織的な対応を行う必要があった。

しかし、X中においては、Aらによる本件生徒の呼び出し行為について、学年やAのクラス担任など一定の範囲での情報共有はなされたものの、X中の学校いじめ対策組織<sup>15</sup>において検討することもなく、X中のいじめ防止基本方針に則った対応も行われていなかった。なお、X中においては、平時からいじめに関する事案が確認された場合は生徒指導部会で話し合うというのが実情であり、X中の学校いじめ対策組織において、法に基づいた活動は行われていなかった。

また、結果的に母親らが本件生徒を止めることで深夜（ないし未明）の外出は未遂に終わっているものの、実際に本件生徒が深夜（ないし未明）に公園に行っていたとすれば、さらに何らかの問題が発生していた可能性があり、X中としては、より深刻な事態につながりうる問題として受け止め、対応する必要があった。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

X中としては、事実関係やAと本件生徒との関係性について、十分な確認をすることで、Aから本件生徒に対するいじめの事実について認知し、Aへの指導に至ることは可能であったと考えられる。具体的

<sup>15</sup> X中では「いじめ防止対策推進委員会」という名称の学校いじめ対策組織が設置されている。

には、双方から事実関係の聴き取りをした上で、Aに対しても本件生徒に対しても、深夜の携帯電話の使用について十分な指導することが考えられたほか、Aの保護者を召喚して、三者面談におけるより厳重な指導も考えられたところである。

しかし、X中においては、Aらによる本件生徒の呼び出し行為について、クラス学級担任からその他の教員にも共有されたものの、組織的な対応がなされるには至らず、Aと本件生徒の双方からの具体的な事実関係の聴き取りや、Aの保護者を召喚しての指導にも至らなかった。

Aと本件生徒のかかわりは、CがEに対し、本件生徒が自慰行為の様子をAに見せたことがあるなどと話したことがEからの画像送信等の強要につながり、C、D、E、F、Gによる自慰行為の強要にもつながっていることを考えると、母親から伝えられた時点でいじめの認知に至らなかったことは、悔やまれる事実と言わなければならない。

## (2) X中の組織体制の問題点

前記の通り、いじめ事実②に関する情報は、直接連絡を受けたクラス担任から一定の範囲の教員に共有されてはいるものの、「いじめ」に対する組織的対応には至らなかった。

X中では、いじめに限らず何らかのトラブル等があった場合、「学年で話し合う」ことが基本的な対応方針となっていたが、それ以上の情報共有に関する方針やルールは存在しないと言える状態であり、学年で確認したトラブル等について学校いじめ対策組織に報告して情報共有するような体制にはなっていなかった。

学校は、学校いじめ防止基本方針（法第13条）を定めなければならないが、X中でも上記基本方針は定められていたが、その内容は全般的に国の通知等の内容を引き写したようなものに過ぎず、学校としての具体的な取り組みや対応のプロセスが読み取れるようなものではなかった。また、上記基本方針の内容を具体化するようなマニュアルや要綱などが作成されているわけでもなかった。

いじめに関する情報は学校いじめ対策組織に報告しなければならず（基本方針、第2の3(4)iii）、いじめの認知は、特定の教職員によることなく学校いじめ対策組織を活用して行うもの（基本方針、第1の5参照）とされている。つまり、学校はいじめに関する情報を学校いじめ対策組織に集約し、そこでいじめの認知を行い、組織的対応の方針を決定していじめに対処しなければならないのである。

この点、X中の学校いじめ対策組織としての活動は、各学年から報告されるトラブル等の顛末（いじめを含むトラブル等の内容、加害者

等への指導内容等) について情報共有がなされ、そこではじめて「いじめ」を認知するというものであった。

X中では、教員が「いじめ」だと考えていても、その時点で学校いじめ対策組織で対応するわけではなく、基本的にその学年を担当する教員で対応して加害者等への指導などすべての対応が終わった段階で、学校いじめ対策組織に報告されるというのが実情となっていた。これは、いじめへの対応が実質的に学年に所属している教員個人の経験頼みになっているも同然であり、組織的対応とは真逆の実態であった。

しかも、学年においてもいじめ対応の役割分担などがなされているわけではなく、担任の対応について同じ学年を担当する他の教員が助言する程度の関係であり、結局のところ、いじめの対応は教員個人に丸投げというべき実態であった。

特に、本件生徒が入学した年度のX中の1年生3クラスの教員は、本件生徒の担任も含めて新規採用の教員が2名、もう1名も通常学級の担任は初めてという人事構成であったが、いじめ対応に関しては「学年で話し合う」ということ以上の助言や指導はなされていなかった。

本来であれば、教員がいじめに関する情報に接した場合、すみやかに学校いじめ対策組織で情報共有し、そこでいじめと認知して組織的対応の方針を決定し、それに従って生徒への指導等を行わなければならない。

しかし、X中においては、上記のような組織的いじめ対応のプロセスは存在せず、もっぱら個人に丸投げというべき実態であった。このような学校の実態は、法の趣旨に反するものであり、X中の組織体制には問題があったというほかない。

ただし、このようなX中のいじめ対応に関する体制の問題は、この年度に特有のものというわけではなく、また、旭川市においてX中に特有の問題というわけでもない<sup>16</sup>。そのため、X中の問題ではあるが、本質的には学校の設置者たる市教委の問題というべきであり、後記の通り、組織としての市教委の姿勢に問題の原因がある。

### (3) 本件生徒への支援の不足

#### ① いじめの被害者の一般的特徴

いじめは、誰もがいじめの加害者にも被害者になり得るものである

<sup>16</sup> 当委員会として旭川市のすべての学校を調査したわけではないが、このような体制の問題はY中でも同様の状況が見受けられた。転勤で市内の他の学校の勤務経験のある教員の聴取内容や市教委による指導状況等からも、旭川市においては概ね標準的な体制だったものと認められる。

が、他人とのコミュニケーションの取り方や言動が同年代の多数派と異なる児童生徒は、多数派から異質な存在として距離を置かれたり排除されたりということが起こりやすい傾向にある。

このような類型の生徒が必ずいじめに遭うということではないものの、同年代の多数派と異なる言動をとる児童生徒については、被害者側に何の落ち度もない場合でも、いじめの被害に遭うリスクが高いものと考えられる。

② 本件生徒の特性

[REDACTED]

③ 本件生徒に対して考えられた支援

X中においては、4月の段階で、

[REDACTED]

[REDACTED] 本件生徒と接する機会の多かった教員は本件生徒が他者とのコミュニケーションにおいて困難を抱えていると感じていた。

[REDACTED] 本件生徒がクラスで過ごす時間が減っており、学校生活に困難を抱えていることについては、クラス担任やその他の教員らも把握していた。

[REDACTED]

[REDACTED] 学校として適切な対処をする必要があった。

そのことに加え、X中は、その後、本件生徒が、  
Aらから呼び出しを受けるなどのリスクの高い問題に発展していたことも把握したのであるから、学校生活や他者との関わり方についてケアが必要であることは明らかであった。

X中としては、本件生徒が抱えている困難について、本件生徒と母親、学校の三者が共通の認識を持ち、本件生徒の今後の学校生活について必要な支援や対応策を検討するため、

機会を設けるべきであった。

しかし、X中は、本件生徒が川に入る直前時期まで、本件生徒や母との具体的な協議の場を設けるなどせず、場当たりの対応に終始していた。

なお、困難を抱える本件生徒への対応については、クラス担任が一人で対応すべきものではなく、学年全体・学校全体で組織的に対応すべきだった。

#### ④ 本件生徒の特性について説明の機会を設けなかったこと

本件生徒からすれば、せっかく作成した文案について、クラス担任から修正を求められたことにより、自分の考えを否定されたように感じたり、完璧な状態で提出できず落ち込んだりしたものと考えられる。

本件生徒の特性についてクラスメートに説明して理解を得ることは、様々な困難が想定されるのであるから、中学1年生の本件生徒に文案の作成を委ねるべきではなく、本件生徒、教員だけでなく母親も交えて、クラスメートへの説明の内容や方法を検討することが望ましかった。

なお、クラスメートの聴取の結果からすると、時期や詳細な内容は不明であるが、本件生徒の行動的な特徴について、クラス担任が本件生徒がいない場でクラス全体に向けて簡単に説明したことがあったとのことであるが、あまり覚えていない生徒も多く、どの程度具体的な説明であったかは不明である。また、当該説明にあたって本件生徒や

母親に対しての事前の相談はされていなかった。

## 2 入水事件以降の対応の問題点（X中について）

### (1) 「いじめ」及び重大事態としての認知をしなかったこと

#### ① 重大事態の調査義務

法は、第28条1項で、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

(1号)及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

(2号)を「重大事態」として規定し、「重大事態に対処し」て「重大事態と同種の事態の発生の防止に資する」ことを目的として、「速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け」て調査を行うことを義務付けている。

重大事態の調査の主体については、「学校」または「学校の設置者」と定められているため、学校からの重大事態の報告（法第30条）を受けて、学校の設置者が調査の主体を判断することとなる<sup>17</sup>。

また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文科省）」（以下、「ガイドライン」という。）によれば、「重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない」（ガイドライン、第2）とされている。

そして、重大事態の調査結果を踏まえた対応として、被害児童生徒への支援や加害児童生徒に対する指導等が必要となる（ガイドライン、第9）。

#### ② いじめの認知や重大事態としての対応の必要性があったこと

X中としては、6月24日時点において、母親が提示した本件生徒と上級生とのLINEの内容に加え、関係生徒らからの聴き取りにより、少なくともいじめ事実④及び同⑤の事実の概要を把握していた。

いじめ事実④及び同⑤の事実関係はいずれも、本件生徒が精神的苦痛を感じる事が容易に推測できる事実であり、これらの事実の概要が関係生徒の供述から確認できた時点で、X中としては少なくとも「いじめ」を疑う必要があった。

しかし、X中は、学校いじめ対策組織での情報共有や対応方針の検討など、法で求められる対応をしなかった。

<sup>17</sup> 調査の主体については、基本方針（第2の4(1)）で首長の下での組織（法第30条2項）による並行調査にも言及されているため、首長を主体とする重大事態調査も想定されている。

さらには、本件生徒が「死にたい」等と発言し川に入った後で、  
病院に入院するに至ったことに鑑みれば、本件生徒の「生命、心身に重大な被害が生じた疑い」があることも明らかであった。

また、本件生徒が川に入ったときに、いじめ事実④及び同⑤に係るD及びEが現場にいたことも併せれば、「いじめにより」重大な被害が生じた疑いがあることを認識する必要があった。

よって、X中は、2019年6月の時点で「いじめにより生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（法第28条1項1号）として学校の設置者たる市教委に「重大事態」として報告する必要があった。そして、重大事態であれば、その調査が義務付けられており、調査の主体は選択的に定められているのであるから、X中は重大事態の調査の実施について市教委と協議を行うべきであった。本件では関係生徒が複数校に跨っていたため、X中としては、重大事態を報告したうえで、市教委を主体とした調査が必要であるという具申をすることが適切であったものと考えられる。

しかし、X中は、本件生徒から話を聞くことができず、事実確認ができないことを主な理由として、関係生徒が本件生徒に対し謝らなければならぬことをしたという程度の認識にとどまり、「いじめ」としての対応を行わなかった上、本件生徒が川に入った行為についても本件生徒の特性に起因するものとして、重大事態の疑いがあるとの判断にも至らなかった。

仮に、前記の事情から「いじめ」の認知に躊躇したとしても、重大事態としての疑いがあることは明白なのであるから、重大事態として対処しなかったX中の対応は明らかに誤りであった。

## (2) 事実関係の調査方法について

いじめの解消や再発防止のためには、加害生徒と被害生徒との関係性や、原因について解明する必要があり、これらについて把握するための丁寧な聴取が必要である。

X中は、本件生徒が川に入り入院した翌日の6月23日、母からの申告をきっかけにいじめに関する事実関係を認知し、6月24日にはA、B、C、Dの各生徒に事情聴取を行い、少なくともいじめ事実①及び同⑤について事実関係の概要を把握した。

しかし、X中は、関係生徒からの聴取においては、各生徒が行ったいじめについて表面的な聴き取りをするにとどまり、なぜいじめに至ったかについての背景や心理については十分に確認しなかった。

## (3) 関係生徒の指導の問題点

いじめ事実①及び同②については、スマートフォンの使用に関わるこ

とであるが、X中は、関係生徒及びその保護者に対し、スマートフォンの解約を検討させるなどの注意喚起にとどまり、踏み込んだ指導をしていない。

本件において、関係生徒はいずれも本件生徒の尊厳を傷つけるような行為を安易に行い、本件生徒を深く傷つけるに至ったものであり、相手の気持ちを想像し、尊重する気持ちが欠如していたと考えられる。したがって、X中としては、再発防止の観点からも、関係生徒に対し、他者の気持ちを想像したり尊重したりすることを身につけさせるべく適切な教育や指導を行う必要があった。また、このような深刻なケースの指導にあたっては、専門的な知識も必要となるため、教員らだけでなく、スクールカウンセラーや医療機関、少年サポートセンターなどの専門的な資源との連携も十分に検討しなければならなかった。

しかし、X中は、本件の発覚後、スマートフォンの利用についての注意喚起や、本件生徒のことについて口外しないことの確認にとどまり、関係生徒に対し、根本的な考え方の問題点について指導する機会は設けなかった。

なお、警察が関わっている案件については学校が生徒指導してはいけないとの認識があった可能性があるが、警察が関わっている案件であることは、学校がいじめとしての指導をしない理由にはならない。

#### (4) 報道に対する対応の問題点

2019年9月13日ころ、地元月刊誌が「X中学校女子生徒が『いじめ』で自殺未遂 学校側は事件隠蔽に躍起」と題する記事を掲載した。

[REDACTED]

これに対し、X中は、同月17日に、校長とPTA会長の連名で、「生徒の安全確保と文化祭の円滑な実施について」と題する保護者宛の文書を配布している。当該文書は、前記記事について「ありもしないことを書かれた上、いわれのない誹謗中傷をされ、驚きと悔しさを禁じ得ません」などと記載したもので、いじめの事実や本件生徒が自殺未遂をしたことを否定する内容に読める。

前述のとおり、当該時点において、本件生徒へのいじめ及び重大事態が発生していたことは、X中が把握していた事実関係によっても、否定しようのない事実であり、具体的な事実関係が大きく異なるとしても、当該記事が本件生徒に関する記事であることは明らかであった。

そのため、X中としては、当該文書を配布するにあたっては、いじめの被害者である本件生徒や母親の意向を確認する必要があったと考えら

れる。

さらに、上記文書配布の前提として、X 中校長は P T A 会長に本件の事実関係の概要を説明しているが、P T A 会長は本件に関係のない第三者であるから、個人名は伏せたにしても、本件生徒のプライバシーに関する本件の事実関係について伝えたことについても問題がある（P T A 会長との連名の文書にする必要性も認められない）。

地元月刊誌の記事に X 中の学校名が掲載された時点において、X 中のみで解決することのできる問題ではなくなっており、教育委員会や外部機関に対応についての助言を求める必要があったと考えられる。

### 3 入水事件以降の対応の問題点（Y 中について）

#### (1) 事実関係の調査について

Y 中では、6 月 2 4 日、いじめ事実⑤について、G からの聴取を行い、翌 2 5 日に E 及び F から聴取を行っている。

しかし、Y 中においても関係生徒がいじめ行為に至った原因についての詳細な聴取や分析がなされないまま、指導に至っている。

さらに、E については LINE 上でのいじめであることから、客観的証拠として LINE の送信記録があるところ、正確な LINE 上でのやり取りの内容を確認しないまま、指導に至っている。本件では、E の LINE の記録は警察の指導で削除されていたようであるが、Y 中から X 中に詳細を確認したり、母親に記録の提供を求めることは十分可能であったにもかかわらず、E からの聞き取りのみで判断している。

また、Y 中においては、E の件について警察が捜査中であることを理由に踏み込んだ聴取が行われなかったとも考えられる。しかし、警察から Y 中には、7 月 3 1 日の時点において E に関する捜査は全て終了し、警察内の処理で終了する予定である旨の連絡を受けているのであるから、その段階で改めて E から詳細な事実関係の聴取をすることも考えられた。

#### (2) 関係生徒の指導について

Y 中においては、加害生徒である E、F、G に対し、6 月 2 4 日から 2 5 日にかけて指導したほか、謝罪の会に参加させた以外には、踏み込んだ指導等をした様子は見受けられない。

Y 中としては、本件生徒が他校の生徒であるため、加害生徒と被害生徒の間につながりがなくなれば、本件生徒を被害者とする再発の可能性もなくなるとして継続的指導をしなかった可能性もある。しかし、同様のいじめを防止するという観点からは、関係生徒の継続支援・指導は不可欠である。

Y 中に所属する E、F、G についても、安易に、本件生徒の尊厳を傷つけるような言動をとり、本件生徒を深く傷つけるに至ったものである

ため、Y中としても、関係生徒に対し、他者の気持ちを想像したり尊重したりすることを身につけさせるべく適切な教育や指導を行う必要があった。

特に、Eについては、性的な興味関心からいじめ事実④のような本件生徒を深く傷つける大胆な行動に至っているのであり、E自身の考え方や行動に対する内省を深めさせる指導が必要であったと考えられる。

#### 4 被害者対応

##### (1) いじめの存在を前提とした対応がなかった

本件生徒の入院後、母親は、本人のスマホを確認し、LINEメッセージの履歴から、わいせつな画像を送信させられたり、性行為をにおわせるような表現を発見し、本件生徒が性的被害を受けたと確信し、翌23日の朝にX中に連絡をしている。

このような母親の訴えに対し、X中としては、母親から「いじめ」との具体的な指摘がなかったとしても、保護者からのいじめの訴えがあったものとして対応すべきであった。

その後の関係生徒からの聴取や母親からの情報提供により、X中は、いじめ事実④及び同⑤の事実の概要など、いじめに該当する事実を把握するに至っている。

これらの事実に加え、本件生徒が死にたいと発言し川に入り、その現場にDやEがいたことを併せ考えれば、前述のとおり、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあるとして、重大事態の報告を行う必要があった。重大事態の調査は、対象生徒本人やその親権者の要求等に基づいて行われるのではなく、学校等が義務的に行わなければならないものであり、X中としても、調査の実施を前提に母親と実施方法や本人からの聴取の可否について協議する必要があった。

しかし、X中は、本件について、重大事態として調査の必要があると認識することもなく、母親に調査方法や本人からの聴取について相談する等の対応もとらなかった。

##### (2) 本件生徒や母親に寄り添った支援がなかった

本件生徒は、川に入った後、          病院に入院したのであるから、本件いじめにより精神的に重大な被害を受けていることは明らかであった。

しかし、X中は、本件生徒や母親がどのような気持ちで、何を求めているのか、について丁寧に聞き取ったり、学校いじめ対策組織で検討するということをしなかった。

そして、X中は、本件生徒が川に入ってから1週間も経過せず、事案の全容が判明していない6月28日の段階で母親に謝罪受け入れの打診をし、以降、謝罪の場の実施を優先事項とする対応をしている。

謝罪は、加害者の指導においては必要な過程であると考えられるが、被害者本人が希望しておらず、本人に伝わることのない謝罪は、いじめ被害者に対する対応としては、何の意味も持たない。

また、関係生徒からの聴取が不十分であり、各生徒の供述内容にも齟齬があった上、事実関係を認めていない生徒もいたにも関わらず、謝罪の場の実施に向けた対応を進めたことは、加害者への指導の意味でも早計であった。

### (3) 転校にあたってのケアがなかった

X中としては、謝罪の会をもって本件についての対応は実質的に終了したものとなっているが、このことも、本来必要であった本件生徒への支援の視点を欠くことになった対応の誤りと言える。

本来、R中での本件生徒の学校生活を考える上では、X中在籍時の本件生徒の学校生活の状況や、いじめ事実の状況を十分に踏まえて対応する必要がある、そのためには本件について関係生徒から事情聴取をし、いじめ全体の状況を把握しているX中の協力は不可欠であった。また、本件生徒の転校時にX中が把握していた事実を前提とすれば、本件生徒が受けたいじめの中には性的な被害も含まれており、本件生徒に対するケアについては、専門的な知識や対応を要する可能性もあった。

いじめの被害者に対するケアは、いじめへの対処として当然に学校に求められている事項であり、転校によって在籍生徒ではなくなったとしても同様である。むしろ、転校に至った場合は、いじめの被害に遭った事実が転校先での学校生活に影響を及ぼす可能性も十分に考えられるため、転校先と協力して生徒のケアの在り方を検討する必要がある。

しかし、R中の教員らがX中に本件生徒の情報を聴取しに行った際にも、X中からR中に対して、本件生徒が受けたであろういじめの状況についての情報提供はされず、その他の機会にもいじめの状況について引継ぎがなされた形跡はない。また、学校生活に関する引継ぎも不十分なものと言わざるをえなかった。

本件では、転校によって本件生徒に対するケアという面でのX中の対応は打ち切られ、その後の対応はR中に言わば丸投げしたような形となっており、あまりにも不適切な対応であったというほかない。

## 第4 市教委の対応についての検証

### 1 重大事態の認知の遅れ

#### (1) 本件で特に参照すべきガイドラインの規定

ガイドラインでは、以下のとおり規定されている。

##### ①「学校の設置者及び学校の基本的姿勢」として、

- ⑦ 学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識すべきである。
  - ⑧ 特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識する必要がある。
  - ⑨ 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。
  - ⑩ 以上のことを踏まえた上で、学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案しなければならない。
- ② 「重大事態を把握する端緒」として、
- ⑦ 法第 28 条第 1 項において、(いじめ) 重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する必要がある。
  - ⑧ 被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、

学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

③「重大事態の発生報告」として、

⑦ 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている（法第29条から第32条まで）。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。

⑧ 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生を報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識しなければならない

(2) 法やガイドラインに従った対応を怠った

市教委は、2019年6月26日、母親から、本件生徒が性的な被害を受けた、川に入る自殺行為をした、との連絡を受けており、それまでにX中からいじめ事実④及び同⑤の概要とその後に[ ]病院に入院したとの報告を受けていたのであるから、この時点で本件が「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（法第28条1項）に該当すると判断して、X中に対し、本件を重大事態と認知して報告するよう積極的に働きかけるべきであったにもかかわらず、これを怠った。そして、X中が重大事態と認知しないのであれば、市教委自身が認知して法やガイドラインが規定するとおり対応すべきであった。

なお、本件には複数校の生徒が関わっているため、事実関係の把握が十分に行えなかったり責任の所在が曖昧になったりしやすく、また、警察が対応するような事件も含まれていたことから、学校による重大事態の認知・報告を待たずに市教委自身が速やかに認知して主体的に事案への対応を進めることも十分に考えられた。

市教委としては、6月中には重大事態の調査の実施を決定し、母親（及び本件生徒）に、重大事態の調査等について丁寧に説明し、本件生

徒からの聴取等について、理解、協力を求めるべきであった<sup>18</sup>。そうであったにもかかわらず、市教委は、母親の意向を学校に伝えて一般的な指示を出し、謝罪の場の設定に向けて助言し、転校先での本件生徒の様子について情報収集を続ける程度の対応にとどまり、法やガイドラインに従った対応を怠った。

### (3) 対応を怠った理由

当委員会が聴取した市教委職員によると、市教委がいじめとの判断に至らなかった理由は主に以下の四点であった（市教委職員の説明には、いじめとの判断に至らなかった理由について一致しないところがあり、そのことは、いじめの認知に関する協議の不十分さを浮き彫りにするものであって、大きな問題といえる。）。

① 学校の教育相談、いじめのアンケートにおいて本件生徒からいじめの訴えがなく、他の生徒の調査からも本件生徒のいじめの情報がなかった。

②

③ 母親から、本件生徒に性的な被害を思い出させないため、学校が本件生徒に事件のことを聞かないよう要望があった。

④ 本件がいじめと認知された場合、本件生徒への影響（本件が重大事態として対処されることで、より広い範囲にわたって事件のことが知られるようになり、本件生徒がより大きな精神的苦痛を感じるようになる可能性があること等）が懸念された。

しかしながら、これらを理由に重大事態としての対応を行わないことがガイドライン違反に止まらず法律違反にもなることは、ガイドラインを一読すれば明らかであったというべきである。

また、前記④は、児童生徒の保護を建前として、市教委や学校がいじめを隠蔽することを正当化してしまうような非常に危険な考えというべきである。

### (4) 対応を怠った原因

① 市教委には、いじめの法制度の基礎的な理解が欠如していた。

市教委は、大変由々しき問題であるが、法やガイドラインについて基本的知識すら持っておらず、対応方針について道教委等に相談することもなく、従前の経験のみで本件に対応してしまった。その結果、学校への指導が極めて不十分なまま、会議とは呼べないような簡易な

<sup>18</sup> 本件においては、本件生徒からの聴取は実際には困難だったと思われるが、そのような場合でも保護者と協議して調査に着手する必要がある（基本方針、第2の4(1)⑤イ参照）

打ち合わせ程度でいじめとの判断には至らないと考え、「謝罪の場」を実施したことで、本件生徒へのケアを除き事案への対処を事実上終了させていた。

そのため、その後に道教委から本件についていじめと認知する方向の指導<sup>19</sup>があったにもかかわらず、不十分な検討で方針を変更することもなく、X中にいじめの認知について指導することもなく、市教委自身が重大事態と認知することもなかった。

② 市教委には、主体的に取り組む姿勢が欠如していた。

市教委は、本件生徒が川に入水してから間もない頃に、複数校の生徒が本件に関わっていることを把握していたにもかかわらず、学校に対し形式的、網羅的な指示をする程度の対応にとどまり、本件の対応方針、対応の大部分を学校の判断に委ねていた。

市教委は、母親とX中の事実の認識に違いがあって、母親がX中に強い不信感を抱いていたことを把握していたにもかかわらず、積極的に介入するようなこともなく、母親、X中それぞれに、引き続き話し合うよう伝える程度の対応にとどまったため、母親のX中への不信感が解消されることはなかった。

市教委は、複数校の生徒が本件に関わっていることを把握した時点で各校をまとめる中心的な立場、窓口となり、各校と情報共有し対応方針を検討した上で、学校の対応を支援し、把握している情報や対応方針を母親に丁寧に説明するべきであった。

市教委には、最終的に判断するのは学校であることを強調して責任から逃れようとするような姿勢が散見され、また、母親から詳細な調査を求められなかったことを理由として積極的な調査を行わなかったことが当時の資料からも読み取れる。このような消極的な姿勢こそが適切な対応を遠ざける結果となった。

2 対応方針の誤り

市教委は、学校と共に「謝罪の場」を設けることを目標として対応しており「詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からない」というガイドラインの基本的姿勢を疎かにしていた。

市教委と学校は「謝罪の場」を設けることによる早期の事案終結を最優先の目標として対応していたことが認められる。そのため、学校は、聴取した関係生徒の供述内容が不十分で、関係生徒それぞれの供述内容に齟齬

---

<sup>19</sup> 道教委の指導内容は、本件をいじめとして認知すべきことなどを指摘するものであったが、重大事態として対応すべきとはされていなかった。道教委としても、市教委からの報告で重大事態と評価すべき本件の事実関係の概要は把握していたのであるから、端的に重大事態として対応するように指導すべきであったと思われる。

があったにもかかわらず、それらを解消しないまま謝罪の場を設けている。また、本件生徒に対する行為や関与について、学校としての評価と関係生徒の認識は必ずしも一致していなかったにもかかわらず、謝罪という形式を優先するような対応を取っていた。これでは、関係生徒の反省には繋がらず、謝罪を受ける本件生徒側に不信感を与えかねない。市教委は、事実関係の調査を各校に任せきりにするのではなく、中心的な立場として各校に調査（聴取等）を指示し、事実関係を精査した上で、本件生徒側の意向も踏まえて謝罪の場を設けるよう対応を進めるべきであった。

### 3 本件生徒のケアが不十分であった

市教委は、8月7日、母親から、R中に伝えて欲しいことについて聴取しており、その翌日、面談で、R中の校長及び教頭に、本件生徒に関する引継ぎを行ったが、本件生徒の被害状況等については簡単な概要を口頭で伝えたのみ<sup>20</sup>で、書面で詳細な情報が伝えられることはなかった<sup>21</sup>。R中は、この引継ぎに基づき、

実際に本件生徒がR中に登校してみると通常学級で授業を受けることはほとんどできない状況で、すぐに受け入れ態勢の見直しを迫られる事態となった。そのため、R中の担任らがX中に出向いて直接話を聞いているが、それでも必要な情報が入手できずに本件生徒の指導に苦心する状況が生じた。

このような状況が生じた要因としては、①市教委が、謝罪の場を設定することに傾注し、より優先すべき課題である本件生徒のケアのための引継ぎを疎かにしてしまったこと、②本件には本件生徒の性的な内容が含まれていることから漏洩による二次被害を危惧して詳細な内容の引継ぎに躊躇してしまったこと等が考えられる。

いずれにせよ、市教委は、本件生徒のケアのためには、R中に本件生徒について把握していることをできる限り詳細かつ丁寧に説明することが不可欠であった。特に、X中が謝罪の場の持ち方に関する調整の経緯などから母親との関係が不安定になっており、適切な引継ぎが行われるのか懸念すべき状況であったことからすると、市教委は、X中からの引継ぎが不十分となることを想定し、市教委自身が十分な引継ぎを行うか、少なくともX中による引継ぎの状況をしっかり確認するべきであった。

さらに、市教委は、転校先での本件生徒の様子について情報収集を続け

<sup>20</sup> この引継ぎの際にメモ程度の簡単な書面が交付された可能性があるが、当委員会の調査ではその存在を確認することはできなかった。

<sup>21</sup> R中の担当教員らは、当委員会の調査に対して、X中や市教委が把握していた本件生徒の具体的な被害状況について、本件生徒の在籍時には基本的に知らされていなかったという趣旨の説明をした者がほとんどだった。

る程度の対応にとどめるのではなく、本件生徒への必要なケアのため、本件生徒がR中に転校すると把握した時点で速やかに、X中、R中、母親と入念に協議する場を設け、実効的な支援計画を検討し、実行すべきであった。

## 第5 総括

以上のとおり、学校や市教委の本件に関する対応には、いくつもの大きな問題があったことが認められる。

市教委は、法やガイドライン等の基礎的な理解を欠いていた。そして、法が制定されてからも、市教委がいじめ問題への意識を抜本的に見直すようなことはしてこなかった。

そのため、重大事態への備えは無きに等しいものとなっていた。それにより、市教委は、自信を持って本件に対応することができず、主体的に取り組む姿勢を欠如させることに繋がったと推察される。

学校の対応の問題も、その要因は市教委と同様にいじめに関する法制度の理解不足にあるといえる。学校でのいじめ対応は、被害者からの申し出を前提として、加害者を指導して謝罪をさせて解決という古典的な対応が基本となっており、法の制定によっても対応方針を抜本的に見直すことはなかったことが窺える。

これは、個別の学校や教員個人の資質の問題ではなく、学校を管理する市教委が、法の制定後もいじめ問題に関する指導等を根本的に改めることなく、旧態依然とした体制を黙認してきたことによるものである。すなわち、いじめ問題に関してしかるべき対応をしてこなかったという歴代の市教委という組織の怠慢がもたらしたものである。

したがって、市教委は、法やガイドライン等の趣旨、内容を基礎的なところから学習し、法やガイドライン等のおり対応すべきことを肝に銘じなくてはならない。そして、市教委だけでなく、その管理するすべての学校についても、法やガイドライン等に沿った対応を十全に行えるように組織体制の見直しを進めていく必要がある。

## V 本件生徒が死亡に至った過程の検証

### 第1 はじめに

本件生徒が死に至った過程を検証するには、本件生徒の幼少時からの成育歴、精神的特性を含めた人となりを理解するとともに、今回のいじめをはじめとした本件生徒が経験した様々な出来事がどのように本件生徒の精神状態に影響を及ぼし、それがどのように変遷していったのかを明らかにする必要がある。

そこで、本件生徒が亡くなるまでの期間を、1.出生時からZ小学校卒業までの期間、2.X中学校入学から2019年6月に入水自殺を図るまでの期間、3.N病院及びO病院入院期間、4.R中学校に転校後から令和3年3月に亡くなっているのが発見されるまでの期間に分けて検討する。

### 第2 出生時からZ小学校卒業までの期間

[Redacted text block]

[REDACTED]

[Redacted text block]

《小括》

[Redacted text block]

「元気いっぱいの明るい子」で興味のあることには熱心に取り組み、下級生には優しく接する子供であった。

### 第3 X中学校入学から入水自殺を図るまでの期間

[Redacted text block]

[REDACTED]

《小括》本件生徒はX中入学後、朝 1 番に登校して門を開ける教頭先生とあいさつをするのを楽しみにし、クラス内では誰彼となく話しかけ、授業中は積極的に発言をし、クラス副委員長に就任するなど意欲的に中学校生活をスタートした。塾には週 4 日通い、休日には 8 時間以上勉強して高校進学では進学校への入学を目標として、最初の学力テストでは学年 5 番の優秀な成績を修めていた。

[REDACTED]

[Redacted]

一方、2019年4月中旬か下旬ころから6月にかけて、当委員会が認定した性的関連および経済的関連等の種々のいじめ行為を関係生徒から受けていた。

そして、本件生徒は2019年4月下旬ころから家庭内ではそれまでの明るさを失って笑顔が減り、自室に閉じこもることが増え、母親に「死にたい」ということもあった。学校でも4月下旬以降腹痛、嘔気、頭痛、めまいなどを訴えて保健室で休むことが認められるようになり、特に6月になってからはほぼ連日利用するようになり、教室で授業を受けることが極端に少なくなっていった。熱心に通っていた塾も遅刻したり休んだりするようになっていった。

そうした状況下で6月22日夕刻に、上級生Eが本件生徒の仕草を真似てからかって「もう死にます」と言って川に向かって行った本件生徒に、Dが「死ぬ気もないのに死ぬとか言ってんじゃないよ」といった言葉から本件生徒は川の中に入って膝下まで水につかるという自殺企図を行い、N病院を受診することになった。

#### 第4 N病院及びO病院入院期間

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

《小括》2019年6月22日、

[Redacted text]

[Redacted text]

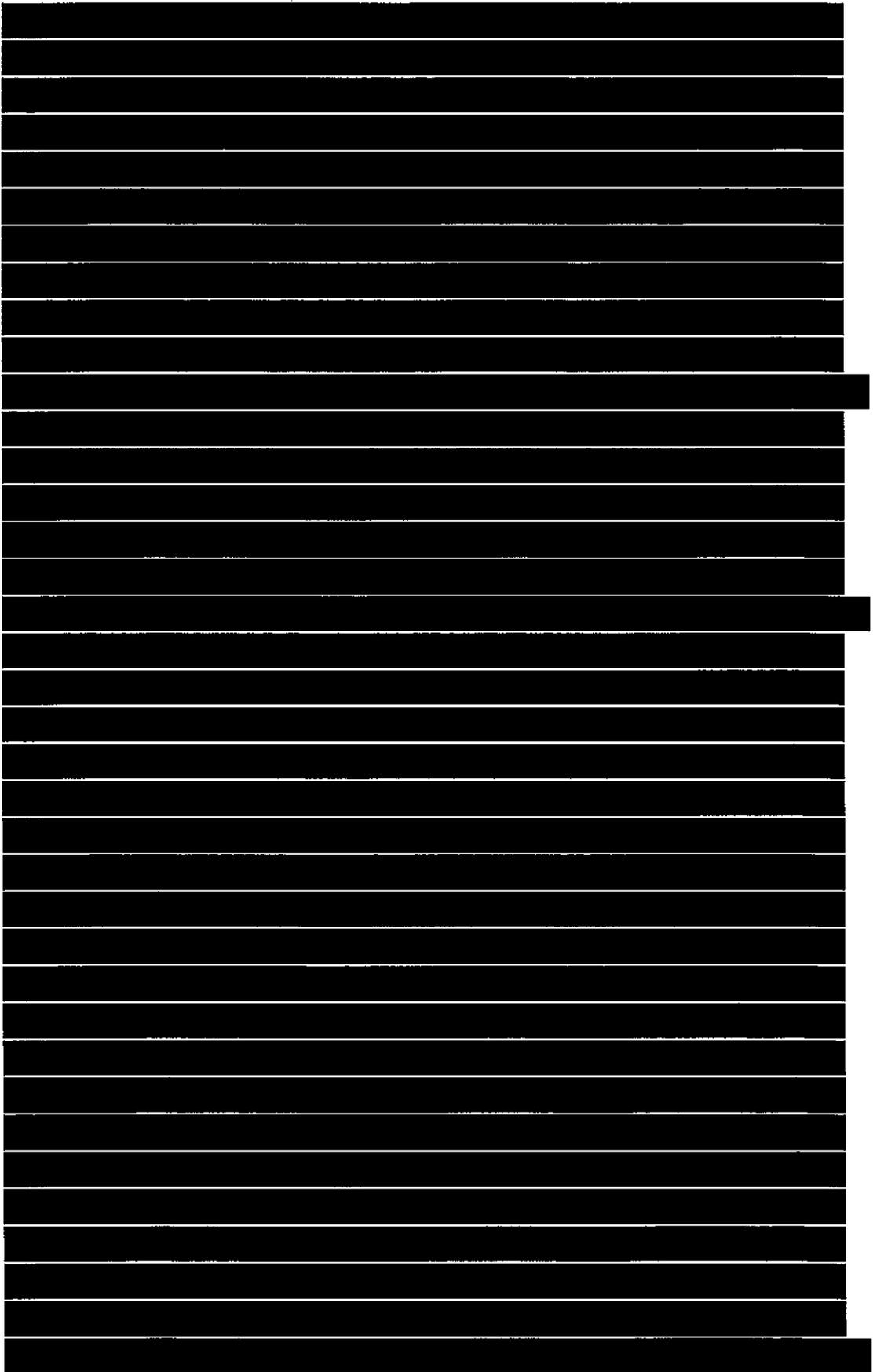
医療保護入

院をした。

[Redacted text block]



[REDACTED]



[REDACTED]

[Redacted text block]

《小括》

[Redacted text block]

[REDACTED]

本件生徒は学校には散発的に短時間登校するのみで、自室に引きこもりがちでゲームやSNSをして過ごすことが多く、

[REDACTED] 通信制の高校に進学することを考えるようになった。

2021年2月13日はいつもと変わった様子はなく、一番ひどかった時に比べて突発的な行動をとる危険性は軽減したと母親は感じていたが、SNSで東京在住の人物と話をした際に自殺の危険性が危惧される発言をしたり、他の人物にも自殺をほのめかすメッセージを送った後、家を出て行方不明となり、同年3月23日に凍死体で発見された。

第6 説明と考察

国際的に認められているアメリカの精神医学会が発行している精神疾患の診断基準であるDSM-5 (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Fifth Edition) の日本語版によると、自閉スペクトラム症は以下のように規定されている。

A.複数の状況で社会的コミュニケーションおよび対人的相互反応における持続的な欠陥があり、現時点または病歴によって、以下により明らかになる

(1)相互の対人的-情緒的関係の欠陥で、例えば、対人的に異常な近づき方や通常の会話のやり取りのできないことといったものから、興味、情緒、または感情を共有することの少なさ、社会的相互反応を開始したり開始したり応じたりすることができないことに及ぶ

(2)対人的相互反応で非言語的コミュニケーション行動を用いることの欠陥。

例えば、まとまりのわるい言語的、非言語的コミュニケーションから、アイコンタクトと身振りの異常、または身振りの理解やその使用の欠陥、顔の表情や非言語的コミュニケーションの完全な欠陥に及ぶ

(3)人間関係を発展させ、維持し、それを理解することの欠陥で、例えば、さまざまな社会的状況に合った行動に調整することの困難さから、想像上の遊びを他者と一緒に行ったり友人を作ることの困難さ、または仲間に対する興味の欠如に及ぶ

B.行動、興味、または活動の限局された反復的な様式で、現在または病歴によって、以下の少なくとも2つにより明らかになる

(1)常同的または反復的な身体の運動、物の使用、または会話

(2)同一性への固執、習慣への頑ななこだわり、または言語的、非言語的な儀式的行動様式

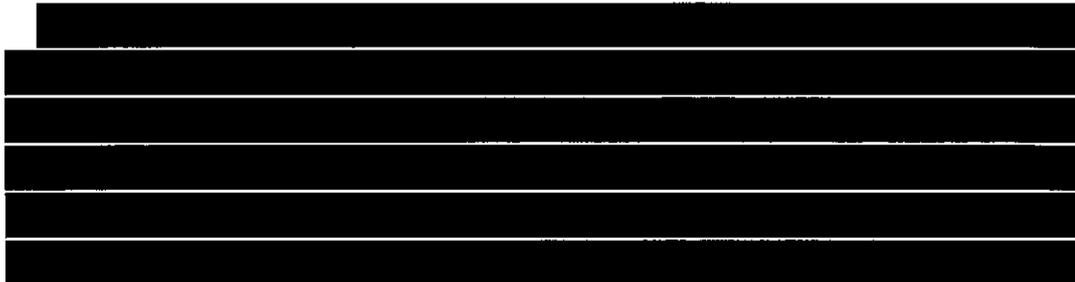
(3)強度または対象において異常なほど、きわめて限局され執着する興味

(4)感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さ、または環境の感覚的側面に対する並外れた興味

C.症状は発達早期に存在していなければならない

D.その症状は、社会的、職業的、または他の重要な領域における現在の機能に臨床的に意味のある障害を引き起こしている

E.これらの障害は、知的能力障害または全般的発達遅延ではうまく説明されない。知的能力障害と自閉スペクトラム症はしばしば同時に起こり、自閉スペクトラム症と知的能力障害の併存の診断を下すためには、社会的コミュニケーションが全般的な発達の水準から期待されるものより下回っていないなければならない



[REDACTED]

中学校入学後も当初は同様に明るく元気な状態であったが、2019年4月中旬過ぎから他生徒と衝突することが増え、本件生徒は疎外感、不適應感を抱くようになっていった。そして種々の身体症状が出現するようになって教室で授業を受けることも難しくなっていった。家庭内では4月下旬から明るさが失われて自室に閉じこもることが増え、「死にたい」と母親に口にすることもみられるようになった。

[REDACTED]

自殺の定義には様々な立場から様々なものがあるが、「自殺学」(1977)の著者である精神科医の稲村博は自殺に関して「自ら自己の生命を絶とうとする行為を自殺行為(または自殺企図)といい、結果として死に至ったものを自殺既遂(または自殺)、死に至らなかったものを自殺未遂とよぶ」ことを提案している。この提案に従えば、本件生徒の2019年6月22日に川に入った行為は、「死にます」と自ら死のうとする意志を口にしており、入水した川は水深が浅く幅も狭い川で実際に死に至る危険性は低かったものの死に至る可能性を否定できない行為であり、自殺企図と言ってよく、それが未遂に終わったものと考えられる。

[REDACTED]



- D.抑うつエピソードは、統合失調感情障害、統合失調症、統合失調症様障害、妄想性障害、または他の特定および特定不能の統合失調症スペクトラム障害および他の精神病性障害群によってはうまく説明されない。
- E.躁病エピソード、または軽躁病エピソードが存在したことがない。

この基準に本件生徒の症状を当てはめると、A項目の(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(9)は満たしている可能性が推測され、B、C、D、Eの項目も満たしていると思われることから、本件生徒は当時うつ病に罹患していた可能性が考えられる。しかしこれは本件生徒から実際に話を聞いたわけではなく、また、遺族の同意が得られず当時診療をしていたP医院の診療録の大部分の提供が受けられず、主治医からの事情聴取を行うこともできなかつたため、あくまでも推測の域は出ない。また、こうしたうつ症状は、本件生徒が受けたいじめによって引き起こされた反応性の病態である可能性は考慮すべきだが、その症状の持続がいじめを受けてから一年以上たった時点でも症状が持続していたことを考えると、何らかの生物学的要因が関与していた可能性は否定できない。したがって、本件生徒が受けたいじめはうつ状態の誘因の一つである可能性は考えられるが原因のすべてではなく、本件生徒が強い対人希求を持ちながら学校で同世代の人々と満足できる友人関係を構築できなかったことによる激しい孤独感、拠り所としていた学業での挫折、および目標であった一流校への進学への断念などもすべて病状形成の誘因として考えられる。

また、

DSM-5による心的外傷後ストレス障害(PTSD)の診断基準を以下に掲げる。

- A. 実際にまたは危うく死ぬ、重傷を負う、性的暴力を受ける出来事への、以下のいずれか1つ(またはそれ以上)の形による暴露：
- (1) 心的外傷的出来事を直接体験する。
  - (2) 他人に起こった出来事を直に目撃する。
  - (3) 近親者または親しい友人に起こった心的外傷的出来事を耳にする。家族または友人が実際に死んだ出来事または危うく死にそうになった出来事の場合、それは暴力的なものまたは偶発的なものでなくてはならない。
  - (4) 心的外傷的出来事の強い不快感をいさぐ細部に、繰り返しまたは極端に暴露される体験をする。
- B. 心的外傷的な出来事の後には始まる、その心的外傷的出来事に関連した、以下のいずれか1つ(またはそれ以上)の侵入症状の存在：

- (1) 心的外傷的出来事の反復的、不随意的、および侵入的で苦痛な記憶
- (2) 夢の内容と感情またはそのいずれかが心的外傷的出来事に関連している、反復的で苦痛な夢
- (3) 外傷的な出来事が再び起こっているように感じる。またはそのように行動する解離症状（例：フラッシュバック）
- (4) 外傷的出来事の1つの側面を象徴し、または類似する、内的または外的きっかけに暴露された際の強烈なまたは遷延する心理的苦痛
- (5) 外傷的出来事の1つの側面を象徴し、または類似する、内的または外的きっかけに対する顕著な生理的反応性

C.心的外傷的出来事に関連する刺激の持続的回避。心的外傷的出来事の後に始まり、以下のいずれか1つまたは両方で示される。

- (1) 心的外傷的出来事についての、または密接に関連する苦痛な記憶、思考、または感情の回避、または回避しようとする努力
- (2) 心的外傷的出来事についての、または密接に関連する苦痛な記憶、思考、または感情を呼び起こすことに結びつくものの回避、または回避しようとする努力

D.心的外傷的出来事に関連した認知と気分の陰性の変化、心的外傷的出来事の後に発言または悪化し、以下のいずれか2つ（またはそれ以上）で示される。

- (1) 心的外傷的出来事の重要な側面の想起不能
- (2) 自分自身や他者、世界に対する持続的で過剰に否定的な信念や予想（例：「私が悪い」、「誰も信用できない」）
- (3) 自分自身や他者への非難につながる、心的外傷的出来事の原因や結果についての持続的でゆがんだ認識
- (4) 持続的な陰性の感情状態
- (5) 重要な活動への関心または参加の著しい減退
- (6) 他者から孤立している、または疎遠になっている感覚
- (7) 陽性の情動を体験することが持続的にできないこと（例：幸福や満足、愛情を感じるできないこと）

E.心的外傷的出来事と関連した、覚醒度と反応性の著しい変化。心的外傷的出来事の後に発現または悪化し、以下のいずれか2つ（またはそれ以上）で示される。

- (1) 人や物に対する言語的または身体的な攻撃性で通常示される（ほとんど挑発なしでの）、いらだたしさと激しい怒り
- (2) 無謀な自己破壊的な行動
- (3) 過度の警戒心
- (4) 過剰な驚愕反応
- (5) 集中困難
- (6) 睡眠障害

F.障害（基準 B、C、D および E）の持続期間が1カ月以上。

G.その障害は、臨床的に意味のある苦痛、または社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。

H.その障害は、物質（例：医薬品またはアルコール）または他の医学的疾患の生理学的作用によるものではない。

ここに記載されている心的外傷的出来事のなかの性的暴力は通常はレイプ行為などが主であり、本件生徒が体験したいじめの中の性的なものがこれに該当するかどうかは議論が分かれるものと考えられる。

本件生徒に起きている現象は、外傷的出来事が不随意的に想起されるといった本来のフラッシュバックであるかどうか確認はできず、不明であるが、「前の学校の時の悪夢をずっとみる」ということは、B（2）に該当している可能性がある。また、C項目に記載されている回避症状については、いじめにあった事実をしばらくの間語ろうとしなかったことから、満たしている可能性はあり得る。さらに、D項目の認知と気分の陰性の変化については確かに該当すると思われる症状が認められ、E項目の過覚醒症状についても該当する可能性のある言動は認められている。F、G、H項目は満たしており、本件生徒は当時心的外傷後ストレス障害に罹患していた可能性は否定できない。しかしこれも本件生徒から直接話が聞けていないこと及びP医院でPTSDと診断された経緯が明らかでないことから、推測の域を出ない。

こうした経緯で、

2021年2月13日夕刻、母親が外出した際に家を出ていって行方不明となり、同年3月23日に凍死とされる状態で発見された。本件生徒は家を出る直前にSNSを通じて東京在住の人物に自殺の危険性が危惧される発言をしていたということで当該人物から警察に通報があったが、その前後でどのような会話がなされたかは当該男性が語らず、その後自身の登録を削除してしまったため現在まで不明である。しかし、別の人物にも同じ頃に「今日死のうと思う」などのLINEメッセージを送っており、この時本件生徒は死ぬ意志をもって薄着の状態での外出したことは確かと思われる。そして実際に凍死と思われる状態で死に至っているのであるから、本件生徒の死は自殺と考えられる。それは本件生徒が過去に自殺未遂の既往があり、日常生活の中でも時々希死念慮を口にしていた経緯からも矛盾はないと思われる。ただ、母親の観察やこれまでの言動からは、本件生徒が常日頃強固な自殺念慮を持ち続けて当日計画的に自殺行為に及んだとは考えにくく、自殺ではあるが、実際に既遂に至ったのには、途中で発見されて未遂に終わる可能性が十分にある行為の中での凍死であったということも考

慮すると、偶発的な要素も加味されてのことであったのではないかと推測される。

本件生徒の自殺の背景には、本件生徒が抑うつ状態（うつ病の可能性が考えられる）にあってそのため生じた希死念慮が関与しており、その抑うつ状態をもたらした誘因として、本件いじめ事件、本件生徒の特性が関与して生じた学校での不応とそれに伴う孤独感の増大、および学業での挫折などが関係していると思われる。しかし、それらがどの程度の割合でどのような形で関与していたかまでは、それを明らかにできるだけの情報を得ることができなかつたため、不明である。また、

動揺性に希死念慮があつたにしても当日自殺行為を行うに至つたのは、直前に本件生徒を自殺行為に駆り立てる何らかの契機や心境の急激な変化があつた可能性が推測されるが、それがどういったものであつたのかを明らかにする情報を得ることができず、結局は不明のままである。

## VI 今後の再発防止策の提言

### 第1 はじめに

以上述べてきた本件の調査結果並びに本件に関わる地域社会への影響に鑑み、以下のとおり、再発防止策を提言する。

### 第2 再発防止策

〔いじめへの対応について〕

- ① 学校設置者である旭川市教育委員会が専門的知識を携え、上部組織として学校を適切に管理する体制の構築を行う。
- ② いじめの把握および報告に対し事実確認、学校全体への情報共有、家庭との情報共有、対応までのシステムを確立する。
- ③ 学校と旭川市教育委員会との連携の下、いじめをはじめ不登校や非行など不適応行動への早期発見・早期対応ができるよう、生活・行動面で心配な児童生徒を確実に拾い上げ、対応できる組織的システムを創設する。
- ④ 前記③と連動し、いじめに専属的に対応する組織を旭川市教育委員会に設置することによって、学校では解決困難な事案に対する支援を実践する。
- ⑤ 国が示している「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則って「旭川市いじめの重大事態対応マニュアル」（仮称）を策定する。
- ⑥ 重大事態が起きた際、学校に対し事案への対処に向けて専門的な助言・指示・直接的支援ができる緊急支援チームを旭川市教育委員会に創設する。

〔いじめ予防について〕

- ⑦ 幼小中高においての情報を統一様式にて記録し、進学先及び転校先に引き継いでいくような情報共有のシステムを確立する。
- ⑧ SNS の利用や性への関心、人間関係などについて、児童生徒にとって身近な体験を掘り起こしつつその知識とリスクへの対応を学ぶ機会を、学校教育の中で児童生徒に対してより系統的に提供する。これらの機会を通して、他者を尊重し、自分の尊厳を護ることへの意識の醸成を図る。その際、児童生徒・学校・家庭が一緒に学び共有理解を持ち、その意識が根付いた環境作りに取り組む。
- ⑨ 教育関係者がいじめを正しく理解するための研修の継続的開催などにより専門性を高める。

〔安心して暮らせる社会作り〕

- ⑩ インターネットやマスメディアなどでの個人情報や誤った情報の流布によって生活が脅かされない、人としての尊厳が護られる社会作りを進める。
- ⑪ 子どもの安全・安心が保障される中で、教育活動を円滑かつ適切に行えるような学校の組織体制、勤務形態の再構築を行う。

### 第3 再発防止策の詳細説明

#### 1 いじめへの対応について

##### (1) 再発防止策①について

本件において、市教委は事案の対処への関与に消極的で、学校のことは校長が最終判断し、責任を持つべきという姿勢に終始していた。

市教委は学校の設置者であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会が学校を管理するとされている。この管理とは人的管理、物的管理、運営管理を指す。市教委は改めて担うべき義務、役割、業務を再確認し、その専門性をしっかり身につけるべきである。

現在旭川市では、市教委職員が各学校の校長のかつての部下や後輩でもあるという関係性から、市教委として毅然とした指導・指示ができないような状況もうかがえる。このような人事組織の在り方が、市教委の設置者としての地位、役割を曖昧にし、重大事態への対処に向けた積極姿勢を失わせ、関係者、関係機関の調整に終始するような対応を生み出したといえる。このような人事組織の在り方についても再検討し、直面している課題やニーズに適切に対応して子どもたちの安心安全な学校生活を守っていけるよう、改善することが求められる。

##### (2) 再発防止策②について（別紙1も参照）

本件ではいじめを疑うような出来事やそれに関連する情報について、学校いじめ対策組織での共有がなされず、その後の事実確認や本件生徒及び関係生徒への対応すべてが不十分な状態であった。

このような状態を是正すべく、いじめ（疑いを含む）に関する情報は、その情報に接した初期の段階で口頭だけでなく一定の基準を定めて書面化し、学校いじめ対策組織に提出して報告することで速やかな情報共有を行う。事実確認する内容等に関しては学校として統一的な対応ができるように一定の内容のマニュアル化及びルール化を図る。

また、いじめへの適切な対処には家庭との連携が不可欠であることから、家庭との情報共有の在り方や、家庭からの相談等の在り方についても一定のルールを策定することで、学校と家庭との間でも適切な情報共有を図る。

##### (3) 再発防止策③について（別紙1、2も参照）

多くの教職員は本件生徒や関係生徒の行動や発言で気にかかった事柄を懸念事項として認識していたが、学校生活に大きな支障まではきたしていないということで、一部の教職員だけの情報共有にとどまっていた。

このような行動や発言はいじめだけでなく、不登校や非行等につながる芽であり、その情報をフェイスシート（子ども一人一人の様々な情報を記録する書類、再発防止策⑦、後記2(1)参照）などを活用し確実に拾

い上げ、事実確認及び対応を検討する必要がある。各学校には学校いじめ対策組織があり、この組織が再発防止策②および同③の対応を行うことが望まれる。学校いじめ対策組織では、いじめの発見・対応に遅れがでないように月 1 回程度の定例会議として定期的に児童生徒間のトラブル等のモニターと、対応の検討や検証を行う。また、複眼的な視点で状況を検討し、ハイリスクケースの早期発見、早期対応のため、市教委からも担当職員が参加することが望ましい。

学校現場には同じようなケースを取り扱う委員会などが数多くある（生徒指導部会、支援委員会、不登校対策委員会など）ところ、教職員の業務負担を考慮した上で、上記のように学校いじめ対策組織を適切に機能させるため、いくつかの委員会等の統廃合や適正化（現状に適應するための業務改善）も検討すべきである。

#### (4) 再発防止策④について（別紙 1 も参照）

本件について、学校や市教委がいじめの認知に至らなかった要因の 1 つとして、本件生徒と関係生徒の在籍校が複数にまたがっていたことがある。

法は、いじめの疑いが生じた場合の対処を、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校に行わせることとし（法第 8 条、第 23 条 1 項及び同 2 項、）、関係する児童等が同じ学校に在籍しない場合については、地方公共団体が学校相互間の連携協力体制を整備するものとする（法第 27 条）と規定しているところ、本件においては、事案の概要を各学校が把握した翌々日の夜、X 中、Y 中、Z 小の各校の教頭が集まって情報交換を行い、母親との対応は X 中が行うこと、必要があれば X 中から Y 中 Z 小に連絡することが決められて、その後教頭間で主に電話連絡によって情報交換は行われているが、本件生徒からいじめの状況を直接確認できないという事情も影響して、いじめへの対処という点において問題の本質と向き合うことなく結果的に放置に近い状態となっていた。

本件のような困難ケースに対応するためのいじめ対応に専属的な組織（部署）を市教委に設置することが必要である。学校がいじめのケースについて相談でき、時に学校に代わりいじめを認知し、複数校にまたがる等複雑な対応が求められるケースの場合は上記組織が統括・コーディネートを行う。さらに適切な分析、判断、認知、助言、指導などができるよう、適宜必要な専門家に参加を要請する。

また、日常においても各学校の学校いじめ対策組織に参加し、深刻な結果につながりかねないハイリスクなケースを拾い上げ、学校とともに市教委の上記組織でも対応を検討するなど、事態が深刻化しないように学校への適切な助言や指導等の組織的な支援を実施する。

(5) 再発防止策⑤について（別紙3も参照）

重大事態が起きた場合、学校では冷静かつ適切に判断し対処するのは困難な状況にあることも想定される。そのような事態に適切にまた共通の理解をもって対処できるようにガイドラインに準拠して旭川市の学校等の体制も踏まえた「旭川市いじめの重大事態対応マニュアル」（仮称）の策定が必須である（参考としての骨子案は別紙3のとおり）。

その中での再発防止への取組として当委員会が力点を置くべきと捉えているのは、「被害児童生徒及び保護者へのケア」と「加害児童生徒及び保護者への対応」である。

被害児童生徒及び保護者は、恐怖や不安を抱えつつその後も学校や教育委員会と何度も面談が必要になることがあり、その精神的、時間的負担は計り知れない。一方で、通常業務も担う担任が一人でそれらの面談を調整・実施することは、過度な業務負担となりかねず、迅速かつ適切な対応という点からは好ましくない。

そのため、面談の日程調整や面談の立ち合い、被害児童生徒及び保護者に代わって学校に希望を伝えるなど、被害者側へのケアを含め、円滑に業務を進めるため、被害児童生徒や保護者に寄り添う専属の担当者を1名配置することを切望する。当該専属職員の配置については、いじめ早期発見・事案対処の観点から、他の業務を兼務する場合でも優先して取り組めるような人員配置が必要である。

また、加害児童生徒への対応について、学校、児童生徒、保護者の理解に齟齬が生じないよう明確になっている事実関係については書面にして確認する。また、その後も家庭裁判所における少年事件の対応等も参考に複数回の面接を重ねて事案の振り返りを促すなど、謝罪で終結するのではなく、加害児童生徒の内省を図る等再発防止に向けた計画的な取り組みが必須である。

(6) 再発防止策⑥について

重大事態が発生した場合、教育関係者だけでは対応困難な状況に進行していくことも想定される。その際に様々な専門的な知識や経験が事態への対処の助けになると期待される。このような観点では、北海道教育委員会は道内4地域に分け、地域ごとに外部専門家を選定、任用し「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」をすでに設置している。

しかし、重大事態に対処しなければならない学校を迅速に支援できるよう、市教委に独自の緊急支援チームの設置が望まれる。

前記再発防止策④として提言した市教委のいじめ専属組織を核としながら、専門家として弁護士、医師、心理職、ソーシャルワーカーなどの参加が必要であり、時には当該チームが児童相談所や警察など関係機関

と連携を図る役割を担うことも期待する。

上記いじめ専属組織が設置されて十全に機能していれば、発生した重大事態と関連する生徒等の情報について、ハイリスクケースとして上記いじめ専属組織で事前に把握・検討されていることも十分に期待できる。緊急支援チームに参加する専門家が上記いじめ専属組織とも兼任であると、それまでの対応状況等を前提とした迅速・適切な指導・助言が可能となる。

## 2 いじめの予防について

### (1) 再発防止策⑦について（別紙1も参照）

本件調査においては、本件生徒や関係生徒の情報が進学先や転校先に適切に引き継がれていない状況や、学校内において一部の教職員にしか情報共有されていない状況がいくつも確認された。

児童生徒の継続的な支援という観点からは、保育・教育においてどのような配慮を必要とし、いかなる支援やケアが行われたか、またいじめや不登校、逸脱行為など今後の集団生活に影響が出る可能性のある事情を記録し、引き継いでいくシステムの創設を検討すべきである。可能であれば北海道教育委員会、市教委などが協力し、幼小中高に引継ぎが行われるシステムが望まれる。

記録においては統一様式によることで記載の漏れや不備が少なくなると考えられる。旭川市の場合、すでに一部の児童生徒に「すくらむ」というフェイスシートが使われており、これをより広い範囲の児童生徒に活用できるよう改訂すれば、システム創設による現場の負担を軽減させることができると思われる。

### (2) 再発防止策⑧について

いじめの防止は、教育現場の対応だけでは限界がある。今日の社会においては、子どもでもネットを通じて膨大な情報に接することができる。その情報が正確なものか、他者の尊厳を踏みにじるものではないか、子どもたちは十分に判断できないまま膨大な情報に接している状況にあって、SNSの適切な使用方法や性に関する正しい知識などについて学ぶ機会を設けることが必要である。

ここで重要なのは、他者を尊重する、そして自らの尊厳を護るという意識を醸成させていくことである。これらは子どもたちが家庭や学校、社会で育つ中で大人の姿から感じ取り、身につけていくものである。これら望ましい社会モラルの習得については学校、保護者、子どもが一体になって学ぶことが重要である。またこのような取り組みができる環境や教育体制の整備を、旭川市の教育行政の責務として、市教委と学校が連携して取り組んでいかななくてはならない。

### (3) 再発防止策⑨について

本件の調査では、その対象となった教育関係者において、重大事態に関する枠組みをはじめとするいじめに関する法制度の理解が著しく不足している状況が確認された。若年の教職員であればまだしも、管理職など教育現場で指導的な立場にある者においてさえ適切な理解を欠いている状況が見受けられた。

いじめを認知し、対応の方向性を決め、指示を出すべき立場の人員がいじめに関する法制度を十分に理解していなければ、適切ないじめの認知・対処は全く機能しない。

そのため、新人研修だけでなく様々な経験年数でいじめの研修を受けるなど、いじめに関する法制度の理解を深めていく機会を設ける必要がある。

旭川市は生活・学習 Act サミットとして、市内の中学生を集め、いじめ防止に向けた取り組みなどを行っている。教職員に対しても講義だけでなく、グループワーク、事例検討会、重大事態への対応のシミュレーション等、様々な形の研修が理解を深めることにつながると思われる。また市教委においては先駆的な取り組みをしている自治体への出向などにより、専門性の習得及び向上に向けた取り組みが必要である。

## 3 安心して暮らせる社会作り

### (1) 再発防止策⑩について

本件がマスメディアに報道されてから、関係者の個人情報や流説等誤った情報の拡散が見られた。また誹謗中傷はすさまじいものであった。自分の中学校名を言うのが怖いという生徒や本件に関係がないにも関わらず、名前を拡散された事例もあった。これらは学校の運営に多大な支障をきたし、児童生徒や学校のみならずその地域の生活の安全を脅かす事態となった。また遺族をはじめ本件生徒の関係者も好奇な目に晒され、精神的苦痛を受けている。

このような事態に陥ることが無いようにするためには、旭川市ひいては国全体が「人としての尊厳が護られる社会づくり」に向けた取り組み（児童生徒の安全確保、市民に向けた注意喚起等）を継続して行ってゆく必要がある。

### (2) 再発防止策⑪について

先に様々な提言を行ったが、教職員の仕事は現在過重労働であることが日本社会全体の課題として広く知られているところであり、当委員会としても委員一致した意見である。クラス運営、教科指導、生活指導、部活顧問、ここに校務分掌や地域との交流なども加わってくる。一教職員が児童生徒と向き合う必要を感じた時に、学校全体が人員や時間が枯

渴しているので必要な支援ができないという現状がある。この過重労働については平成 28 年 11 月 2 日付の文科省の「いじめ防止対策協議会」の「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のまとめ」に「教職員の日常業務は膨大でありいじめ対策組織への報告や、参集して対応を検討する余裕がない」と記載され、さらに対応の方向性も示されている。

また、組織体制に関して、本件調査の対象となった学校の人員構成につき、新人や 50 歳前後のベテランが多く、その中間層の教員が少ないというアンバランスさなど、人的体制の問題も確認されている。

国が求める「子どもと向き合い、かかわる」学校教育を行うには、今の組織体制、勤務形態では困難と思われる。教職員は子どもが日常長く接する人だからこそ、教職員の健康や心に穏やかさが持てる体制を社会全体で考えるべきである。

#### 第 4 付言

##### 1 重大事態の調査組織について

法は、重大事態の調査の主体について、学校又は学校の設置者（あるいは当該の自治体の首長）として選択的に規定しているが、重大事態調査においては学校のみならず教育委員会も調査の対象となりうることを鑑みれば、上記の調査主体はいずれも利害関係者というべき立場にあり、第三者委員会として中立の人選を行ったとしても、利害関係者が主催する以上は、調査組織としての中立性への疑念を完全には払拭できない。

当委員会の調査において、不当な影響が生じたことはないと言えるが、本件では調査の開始前に市教委が調査の期間を 6 カ月と公表するなど、不当な干渉というべき対応も見受けられた。

公平・中立という観点からは、重大事態の調査の主体は当該の自治体の教育委員会等ではなく、都道府県や都道府県教育委員会とすることがより望ましいのではないかと思料する。すべての重大事態の事案を都道府県等が対応することは現実的ではないかもしれないが、本件のように対象となる児童生徒が亡くなっているような場合については、特に遺族と学校等との葛藤が大きいことも予想されるため、別の選択肢が用意されるべきである。

そのため、法改正を含めて国において十分に議論されることを期待する次第である。

##### 2 調査組織の調査権限について

重大事態の調査について、調査組織に強制的な権限は無く、その調査はあくまで関係者の任意の協力によるものというのが現在の制度であり、本件での調査もその前提に従って、任意の協力をお願いする形で進めてきた。

しかし、任意の調査には限界があり、調査に必要と考えられる資料であっても入手ができなかったり、入手に時間がかかったりするということが多かった。

重大事態の調査は法が定める責務なのであるから、これを適切に実施するためには一定の権限も必要ではないかと思料される。

そのため、この点についても法改正を含めて国において十分に議論されることを期待する次第である。

以下、本報告書末尾に添付

<別紙 1>旭川市教育委員会が作成した早期発見・事案対処マニュアルの改訂案。再発防止策②ないし④、同⑦の提言を組み込んだものとなっている

<別紙 2>再発防止策③に関して取り上げるべき児童生徒の基準案

<別紙 3>旭川市いじめの重大事態対応マニュアル（仮称）の骨子案

## Ⅶ 結びにかえて

本件生徒は、ツイッターなどのネットの世界ではいじめを受けたことや自身の抱える悩みや葛藤を何度か吐露していた様子がうかがえるが、周囲の身近な人たちには自身の苦悩をうまく伝えることができず、その身の内にずっと抱えていたと思われる。

本件生徒の身に起こったいじめとして当委員会が認定した事実（いじめ事実①ないし⑥）は、すべてが学校外の出来事であったことなどから、その発生自体を未然に防止することには困難な面もあったかもしれない。

しかし、その後の対処において、学校や市教委がいじめの事実我真摯に向き合って、そのうえで本件生徒の心情に寄り添って適切な支援を行うことができていれば、本件生徒の苦悩を受け止めることができる関係性がどこかで生まれていた可能性があるのではないかと、そしてそれが叶っていれば本件生徒が極端な選択をしない結果もあったのではないかと、と思わずにはいられない。

旭川の教育に関わる全ての人々が、本件生徒に起こった悲しい出来事を忘れず、これからの教育をより充実したものとするために、さらに努力を重ねられることを願ってやまない。

# 早期発見・事案対処マニュアル（改訂案）

## 【統一様式（すくらむ）による幼、小、中、高の連続した情報の記載・引継ぎ】

- 市内で就学する児童生徒の幼保（就学前健診）⇒小⇒中⇒高と連続性を持った情報の引継ぎ
- 保護者からの当該様式の利用及び個人情報取り扱いの同意の取得(すくらむ開始時)
- 当該様式への情報の追加（引継期間） ○教職員全体による情報の共有 ○市教委による情報管理



## 【学校いじめ対策組織の開催(月1回開催)】

### <対象ケース>

- いじめの申告があった児童生徒
  - ・ いじめを受けた児童生徒や保護者
  - ・ 児童生徒アンケート調査や教育相談
  - ・ スクールカウンセリング
- いじめを把握した児童生徒
  - ・ 学級担任
  - ・ 養護教諭等学級担任以外の教職員
  - ・ 学校以外の関係機関や地域住民
  - ・ その他
 → いじめの申告及び報告の際は緊急に会議を開催
- すくらむの情報から生活、行動面等で心配な児童生徒をピックアップ（ヒヤリ・ハットの導入）<sup>1</sup>

<事実確認及び指導方針の決定>	<保護者との連携（パートナーシップの構築）>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実関係の把握</li> <li>・ いじめ認知の判断</li> <li>・ 対応チームの編成及び役割分担</li> <li>・ 指導方針や指導方法の決定</li> <li>・ 全教職員による共通理解</li> <li>・ SCや関係機関との連携の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる児童生徒の保護者との連携（信頼関係の構築と問題解決のための課題の共有等）</li> <li>・ 保護者の不安を軽減するためのクラス担任に負担をかけない学校全体(管理職含め)によるフォロー等組織的な取組み</li> </ul>

### <市教育委員会のいじめ問題等対策課（仮）の参加>

- 市教委のいじめ問題等対策課職員は各小中学校のいじめ対策推進委員会に必ず参加
- ハイリスクと判断したケースは市教委のいじめ問題等対策課（仮）に持ち帰り、課に報告と具体的対応の報告・連絡・相談
  - 学校は1週間以内に正式な報告書をあげる（統一様式使用）



## 【市教育委員会のいじめ問題等対策課（仮）による対処】

\*新たに設置

### ○日常の業務

- ・ 市内の小中学校のいじめ対策推進会議に参加
- ・ 各学校のいじめ対策推進会議から報告のあったケースの検討，必要なら適宜外部の専門家に意見を仰ぐ
- ・ 学校へ専門家の意見を加えてアドバイスや指導
- ・ 重大事態の判断
- ・ ハイリスクケースへの見守体制の構築と実践（モニタリング等）

### ○重大事態が起きた場合(基本的にいじめの重大事態対応マニュアルに準ずる)

この課とは別に旭川市いじめ防止等対策委員会が詳細な調査（結果報告を含む）などのため招集される。当該課は学校生活の安定や再発防止に重点をおいた取り組みを行う

- ・ いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- ・ いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言
- ・ 周囲の児童生徒への指導
- ・ スクールカウンセラーの派遣要請
- ・ 緊急支援チームの派遣（\*創設）
- ・ 関係機関への相談（旭川市子ども総合相談センター，旭川児童相談所，医療，警察，少年鑑別所等）
- ・ 複数校にまたがる等多問題ケースの調整（統括・コーディネート等）

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す  <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊心を高める等、心のケアと支援に努める	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する  <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う	<input type="checkbox"/> 当該児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める

○いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（※解消の2要件を踏まえる）



**【再発防止に向けた中長期的な取り組み】**

<p>○原因の詳細な分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>事実の整理、指導方針の再確認</li> <li><input type="checkbox"/>スクールカウンセラーなど外部の専門家等による助言</li> </ul> <p>○学校体制の改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>生徒指導体制の点検・改善</li> <li><input type="checkbox"/>教育相談体制の強化</li> <li><input type="checkbox"/>児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施</li> </ul>	<p>○教育内容及び指導方法の改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>児童生徒の居場所づくり 絆づくりなど、学年・学級経営の充実</li> <li><input type="checkbox"/>豊かな心を育てる指導の工夫</li> <li><input type="checkbox"/>分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など授業改善の取組</li> </ul>	<p>○家庭、地域との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開</li> <li><input type="checkbox"/>保護者アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施</li> <li><input type="checkbox"/>PTA活動や地域行事への積極的な参加による児童生徒の豊かな心の醸成</li> </ul>
--	---	---

<sup>1</sup> いじめ対策組織への報告する基準は別紙2を参照

## ハイリスクケースの基準（案）

## 1. いじめ

- (1) 言葉によるからかい・無視・攻撃的言動（複数回繰り返す場合）
- (2) 仲間外れ・悪口・陰口・軽度の暴言（複数回繰り返す場合）
- (3) 暴言・誹謗中傷（「死ね、うざい」の書き込み、集団による誹謗中傷等、悪質なもの）
- (4) 脅迫・強要（おごりの要求等、様態・被害・影響が比較的軽いもの）
- (5) 暴力（蹴る・叩く・足をかける等、様態・被害・影響が比較的軽いもの）
- (6) 重い暴力・傷害行為
- (7) 重い脅迫・強要・恐喝（屈辱的な行為をさせる、金品を求める等）
- (8) 性的事故（男女間問わず）
- (9) スクラムの情報から現状では安定した学校生活を送ることが困難と推測されるもの
- (10) アンケートからいじめ行為の発生が認知（想定や疑いも含む）されるもの
- (11) 本人や保護者、関係生徒等から訴えがあったもの

## 2. 問題行動

- (1) 無断欠席・遅刻（複数回繰り返す場合）
- (2) 反抗的態度（複数回繰り返す場合）
- (3) 授業等教育活動中の飛び出し（複数回繰り返す場合）
- (4) 授業をさぼって校内でたむろ
- (5) 軽微な器物損壊
- (6) 触法行為（喫煙・万引き・軽微な窃盗・悪質な賭け事等）
- (7) 著しい授業妨害や器物破損
- (8) 危険物の所持
- (9) 違法薬物の所持及び販売
- (10) 窃盗行為
- (11) 痴漢等わいせつ行為
- (12) 放火、強制わいせつ、強盗等
- (13) 家出、未帰宅
- (14) ネット上でのトラブル

## 3. その他

- (1) 上記、1. 2. の状況にあつて現状の理解等保護者との連携が図れず苦慮している場合
- (2) 教員が対象生徒の対応に苦慮しているケース
- (3) その他、教育的見地からもハイリスクであつて市教委や他の専門機関の支援が必要と判断でされるもの

※「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート（大阪府教育委員会作成）」参照

## 「旭川市いじめの重大事態対応マニュアル」(骨子案)

はじめに・・・・・・・・本マニュアルが策定された経緯と目的など

- 1 「重大事態」とは
- 2 「重大事態」の判断について
  - (1) 「生命心身財産重大事態」に係わる判断について
  - (2) 「不登校重大事態」に係わる判断について
- 3 「重大事態」への対応について
  - (1) 重大事態(疑い含む)の発生報告について
  - (2) 市教委による学校への支援について(緊急支援チームの派遣等必要に応じた迅速な対応)
  - (3) 調査の主体及び組織について
  - (4) 調査について
  - (5) 調査結果等の説明について
  - (6) 調査結果に報告について
  - (7) 調査結果に公表について
  - (8) 再調査について
  - (9) 関係機関との連携について
  - (10) 自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について
- 4 再発防止に向けた取組について
  - (1) 重大事態に至った状況の整理と再発防止策の検討
    - ① 被害児童生徒及び保護者へのケアと対応について
    - ② 加害児童生徒及び保護者への対応について
    - ③ ①、②に係わる、中・長期的対応(フォローアップ)について
    - ④ 外部・専門機関との連携について
    - ⑤ その他
  - (2) 学校のいじめ防止についての取組確認といじめ防止基本方針の見直し
- 5 資料
  - (1) 【参考様式1】いじめ重大事態(疑い含む)発生報告書
  - (2) 【チェックシート1】いじめ重大事態への対応
  - (3) 【チェックシート2】自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について
  - (4) 【参考様式2】基本調査報告書
  - (5) 【参考様式3】生命心身財産重大事態調査(詳細調査)報告書
  - (6) 【参考様式4】不登校重大事態調査(詳細調査)報告書

※いじめ防止対策推進法・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文科省)に則って作成

※参考資料⇒いじめ重大事態対応マニュアル(茨城県教育委員会)

